



福岡医発第 1029 号 (地)

平成 24 年 7 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

「福岡県大規模停電・計画停電対応マニュアル」について

今般、福岡県において標記マニュアルが作成され、福岡県保健医療介護部介護保険課より各介護サービス事業所に対して別紙のとおり通知した旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、標記マニュアルについては下記アドレスからもダウンロードすることができます。

【概要版】

URL : http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/69/69245_15059294_misc.pdf

【マニュアル】

URL : http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/69/69245_15059292_misc.pdf

【マニュアル 資料編】

URL : http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/69/69245_15059293_misc.pdf

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

(公印省略)

24介第851号
平成24年6月29日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(介護保険課指導係)

「福岡県大規模停電・計画停電対応マニュアル」について

本県の介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、このたび、本県では、「福岡県大規模停電・計画停電対応マニュアル」を作成いたしましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体におかれましても、計画停電のグループ割、手順、時間帯等を再度確認するとともに、上記マニュアル、九州電力ホームページ、平成24年6月22日付け社援総発0622第1号、障企発0622第1号、老総発0622第1号厚生労働省通知「社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた対応について」ほか別紙資料を参考の上、計画停電が実施された場合に備えた対応について準備を進めるよう、改めてお願いいたします。

なお、各介護サービス事業所に対しては、別添のとおり通知しています。



(公印省略)

24介第851号
平成24年6月29日

各介護サービス事業所管理者 殿

福岡県保健医療介護部長
(介護保険課指導係)

「福岡県大規模停電・計画停電対応マニュアル」について

本県の介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、平成24年6月27日付け24介第825号「今夏の計画停電の実施計画の公表及び計画停電が実施された場合に備えた対応について」により、計画停電の実施に備えていただきますようお願いしたところですが、このたび、県では、「福岡県大規模停電・計画停電対応マニュアル」を作成し、ホームページに搭載しましたので、お知らせします。

つきましては、貴事業所におかれましても、計画停電のグループ割、手順、時間帯等を再度確認するとともに、上記マニュアル、九州電力ホームページ、平成24年6月22日付け社援総発0622第1号、障企発0622第1号、老総発0622第1号厚生労働省通知「社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた対応について」ほか別紙資料を参考の上、計画停電が実施された場合に備えた対応について準備を進めるよう、改めてお願いいたします。

また、計画停電の実施や不測の停電に際し、問題が発生した場合、別紙様式にて随時連絡していただきますよう、併せてお願いします。

福岡県大規模停電・計画停電マニュアル＜概要版＞

平成24年6月28日
福岡県緊急節電対策本部

- このマニュアルは、今夏、九州電力管内において、発電設備のトラブルなど、万が一の事態に備えて計画停電の準備が進められていることを踏まえ、県として、県民生活の安定・安全・安心を確保する観点から、計画停電に備えた全庁的な危機管理体制や各部局の役割等についてとりまとめたものです。
- 県は、「福岡県節電対策方針」（6月4日公表）に基づき、県民・事業者・行政が一体となった節電対策を全県的に推進するとともに、計画停電が実施される場合には、「福岡県停電対策本部（本部長：知事）」を直ちに立ち上げ、このマニュアルで定めた体制、役割分担、手順により、市町村等とも連携して、県民への迅速な情報提供に努めるとともに、対策を講じていきます。
- また、本マニュアルでは、特に、県の各行政分野での停電の影響を想定し、県として実施すべき事項、県から関係機関や県民の皆様に周知する必要がある事項について、7つの分野、41の項目に分類し、記載しています。
- 計画停電が実施される場合に備え、市町村や関係団体等におかれましても、このマニュアルを踏まえ、連携した取り組みをお願いします。

＜福岡県大規模停電・計画停電マニュアルの内容＞

（１）目的

需給ひっ迫警報の発令、計画停電の実施及び大規模停電の発生時において、庁内各部局の役割、市町村や関係機関への連絡体制を明確にし、県民への迅速な情報提供、被害等の情報の把握や対応を的確に行うことにより、県民生活の安定・安全・安心を確保する。

（２）本マニュアルの対象とする事象（対象範囲）

- ・ 電力需給がひっ迫する可能性がある場合
- ・ 需給ひっ迫警報が発令された場合
- ・ 計画停電の実施が見込まれる又は実施される場合
- ・ 大規模停電が発生し、県民の生命、身体又は財産等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生している場合
（災害対策基本法に規定する災害により停電が発生した場合及び停電の原因と想定される事象を所管する部局が速やかな対処を行っている場合を除く。）

（３）基本方針

人命尊重、ライフライン機能の確保及び交通インフラの維持を基本として危機管理対応を行う。

(4) 大規模停電・計画停電時の県の対応体制

下表のとおり、発生事象に応じて段階分けし、それぞれで体制をとる。

《図表 1 対策本部等の配置基準》

段階	発生事象	体制
レベル 1	翌週に電力がひっ迫する可能性があるとき 発電設備に障害が発生したとき (需給ひっ迫時を除く)	エネルギー政策室 停電警戒準備班 福岡県緊急節電対策本部 作業部会
レベル 2	需給ひっ迫警報が発令されたとき	福岡県緊急節電対策本部
レベル 3	計画停電が実施または実施の見込みがあるとき 大規模停電が発生したとき	福岡県停電対策本部

(5) 福岡県停電対策本部の設置

①計画停電が実施または実施の見込みがあるとき、②大規模停電が発生したときには、「福岡県停電対策本部」を設置し、対応に当たる。福岡県停電対策本部の組織等については、下表のとおりである。

《図表 2 福岡県停電対策本部》

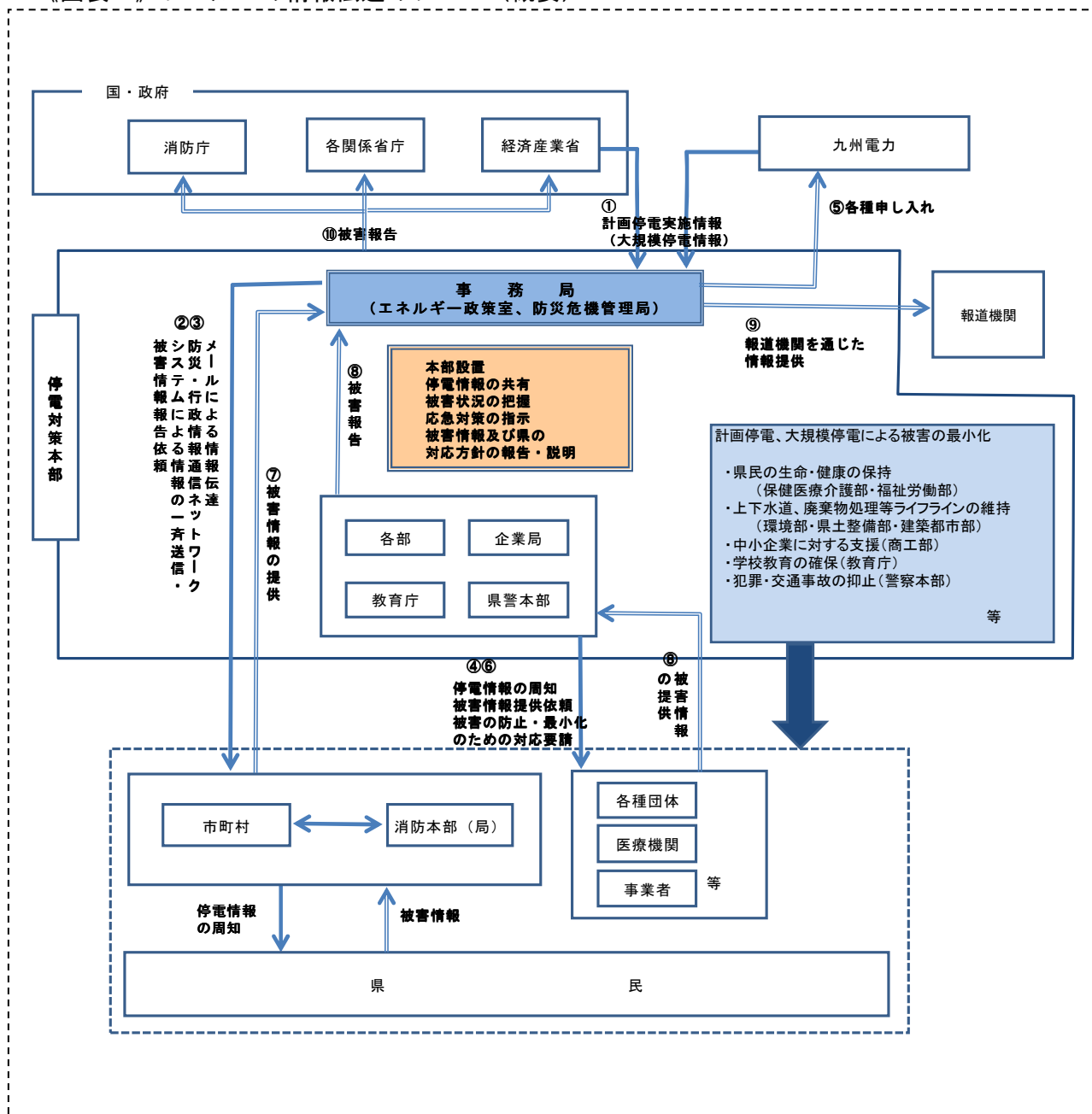
区分	説 明
目的	電気事業者による、計画停電の実施または、県内における大規模停電の発生に際して、県民生活の安定・安全・安心を確保するとともに、県内経済活動への影響が最小限となるように、総合的な対策を講じるため、福岡県停電対策本部を設置する。
所掌事務	①停電情報の提供、被害状況の把握、及び応急対応の指示に関すること。 ②その他、停電対策に関する重要事項の連絡、審議及び調整に関すること。
本部長	知事（本部長に事故あるときは、知事が指名した副知事が職務を代行）
本部員	副知事、各部の部長、会計管理者、企業局長、教育長、警察本部長、防災危機管理局長及び企画・地域振興部次長
事務局	企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室 総務部防災危機管理局防災企画課 (エネルギー政策室内に共同事務局を設置)

(6) 対応手順

発電設備の障害等により、電力需給がひっ迫した場合や計画停電等が実施される場合、県の各部局は、レベル1～3ごとに定めた内容・手順（情報収集、市町村・関係機関への情報伝達、停電実施時の被害情報の集約及び対策実施）により対応を行う。

以下に参考として、レベル3（計画停電が実施または実施の見込みがある場合、大規模停電が発生した場合）における情報伝達のフロー図を示す。

《図表3》レベル3の情報伝達のフロー（概要）



（７）県民への一般的注意事項の周知

県民に対し、次のような事項について注意喚起する。

【計画停電時の注意事項について（抜粋）】

《安全機器・医療機器などのご使用について》

- ① 信号機は、消灯している可能性がありますので、交差点を通行の際には、十分ご注意ください。
- ② 人工呼吸器などの医療機器をご自宅で使用されている場合は、バッテリーなどのご準備や計画停電時間帯でも通電している病院へ事前にご移動いただくなど、停電時の対応について医療機関や医療機器メーカーとご相談ください。
- ③ 小型発電機については、発電機からの排気ガスに一酸化炭素などの有害物質が含まれていますので、室内では使用しないでください。
- ④ 各種セキュリティシステム（防犯）は、作動しない場合がありますので、事前確認をお願いします。
- ⑤ 照明の代用品などとして、ろうそくなどを使用される場合は、火災にご注意ください。必要に応じて、懐中電灯などをご準備ください。
- ⑥ カセットこんろ、七輪などを室内で調理される際には、窓を開けるなど十分に換気をおこなってください。

《マンション・ビルにおける注意事項》

- ① エレベーターは、停電により閉じ込められる可能性がありますので、停電時間帯をご確認の上、事前に使用を中止ください。
- ② オートロック、機械式駐車場、駐車場開閉ゲートなどは、停電により稼働しなくなるため、ご注意ください。

九州電力ホームページより

（８）県等による停電情報等の広報

需給ひっ迫警報の発令、計画停電の実施に関する情報や、計画停電時の注意事項等の県民への周知については、①県ホームページへの掲載、②プレスリリース及び③多言語による情報発信により行う。

①県ホームページ

すべての段階において、九州電力の公表内容及び国からの通知等を、県ホームページに掲載し、周知する。

②プレスリリース

県において、特に必要があると判断される場合は、随時、プレスリリースを行い、県民、事業者等に対して情報発信を行う。

③多言語による情報発信

（財）福岡県国際交流センター及び福岡県留学生サポートセンターホームページにより、多言語による情報発信（英語、中国語、韓国語）を行い、外国人等への周知を行う。

(9) 相談窓口の設置

①主な相談窓口

項 目	担当課（室）等	連絡先
需給ひっ迫警報、計画停電に関する全般的な事項	エネルギー政策室	092-643-3148
在宅療養者に関する事項	医療指導課	092-643-3273
水道に関する事項	水資源対策課水道整備室	092-643-3376
交通安全施設（パーキングメーター除く）に関する事項	警察本部交通規制課	092-641-4141（内 5164）
運転免許試験、免許更新に関する事項	各運転免許試験場（福岡、北九州、筑豊、筑後）	092-565-5010（福岡） 093-961-4804（北九州） 0948-82-0160（筑豊） 0942-53-5208（筑後）
県税に関する事項	税務課	092-643-3067（課税相談） 092-643-3066（納税相談）
融資等に関する事項	中小企業経営金融課	092-643-3423

＊その他の相談窓口については、マニュアル本編をご覧ください。

(10) 停電により想定される影響と県関係部局による対応

①想定される影響の分類

計画停電及び大規模停電の発生など、万が一に備え、県民の生命・健康の保全をはじめ各分野で想定される影響、県の関係部・課において必要な対応をア～キの7の分野に分類し、整理した。

各関係部・課においては、それぞれの役割を認識し、市町村や関係団体への連絡体制を明確にした上で、停電に備えあらかじめ対応が必要な事項と、停電が実施される際に対応が必要な事項を的確に遂行するものとする。

なお、対応状況については、緊急節電対策本部（作業部会又は本部会議）、停電対策本部等において報告するとともに、各本部の指示を受け、必要な追加の対応を行う。

《図表4》停電の影響が想定される分野

ア 県民の生命・健康の保全、イ ライフライン機能の確保、ウ 交通インフラの維持
エ 防災・警察、オ 産業活動関連、カ 教育関連、キ 行政機能の維持

②想定される影響と対応の具体例

想定される影響と対応の具体例として、概要版では、以下の3つの例を掲載する。

ア 県民の生命・健康の保全

a 在宅療養者の生命・健康の保持（保健医療介護部医療指導課）

○想定される影響

- ・ 自宅で人工呼吸器等を使用している場合、これらの機器が停止すれば、生命の維持が不可能となる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 在宅療養者に対し、緊急連絡リストの作成について周知し、関係機関に対して

も緊急連絡網の作成を依頼する。

- ・在宅療養者へ、県で作成した停電への対応手引きを配布し、停電時等災害時に供えるための必要項目について周知する。
- ・長時間の停電に備え、医療機関への搬送を視野に医療体制を再確認する。
- ・医療機器メーカーに対し、外部バッテリーや機器のメンテナンス、電気を必要としない代替機器の準備について依頼する。
- ・県ホームページに事前の確認事項を掲載する。
- ・人工呼吸器等を使用する在宅療養患者等を対象とした相談窓口を設置する。
(設置場所：医療指導課、相談窓口開設期間：6月27日～9月末)

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・緊急時の連絡体制についてリストアップし、機器の近くに表示しておく。
- ・緊急時に入院可能な医療機関を関係者と相談しておく。
- ・熱中症予防等の体調管理に注意するよう周知する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・計画停電の地域を管轄する保健福祉（環境）事務所より、管内に所在する訪問看護ステーション等を通じ、上記の停電に備えて実施した内容について、再度、注意喚起を図る。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・機器の稼動状況を確認し、予備の人工呼吸器の供給や作動状況を確認しておく。
- ・水分補給や体調管理に努めるとともに、緊急時に備え、入院可能な医療機関や支援者の確保について再度確認しておく。

- ◎ 医療機関については、各地域における医療提供に支障が生じないように、県内で救急病院など通電対象となる228の医療機関を確保し、県のホームページ等で情報提供することにしている。(マニュアル本編参照)

イ ライフライン機能の確保

b 水道施設（県土整備部水資源対策課水道整備室）

○想定される影響

- ・水道事業者において水道施設の稼動が停止するため、水道水の供給ができなくなり住民生活に多大な支障がでる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・水道事業者に対して、計画停電により断水のおそれがある給水区域の把握や自家発電設備及びその燃料の確保等について検討を進めるよう指示。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・計画停電により停止する水道施設の把握。
- ・断水のおそれがある給水区域の把握。

- ・自家発電設備及びその燃料の確保。
- ・医療機関等の把握と応援給水体制の確保。
- ・水道需用者に対する広報体制の整備。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・水道事業者に対して、自家発電設備等による対応を要請する。
- ・断水により応援給水が必要な水道事業者を把握し、県内の水道事業者等へ応援給水を要請する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・自家発電設備等による対応を実施する。
- ・給水区域の水道需用者に対して、停電による断水等の水道への影響を周知する広報を行う。
- ・断水の影響を把握し、必要に応じて応援給水の要請など給水体制の確保を行う。

ウ 交通インフラの維持

Ｃ 交通安全施設（警察本部）

○想定される影響

- ・信号機の滅灯等交通安全施設への影響
- ・交通情報板及び車両感知器の機能停止
- ・管制センターの中央装置、中央表示板等の停止
- ・中央線変移システムの停止
- ・大型可変標識の動作の停止

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・滅灯する信号機の電源を確保する可搬式発動発電機の運用
- ・信号機が滅灯した交差点を通過する場合の安全運転に関する事前広報
- ・大型可変標識の支柱に路側式標識を共架で設置

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・信号機の滅灯対策として、警察官による交通整理の実施や自動起動式発電機により信号機を起動する。
- ・非常用電源でのバックアップを実施
- ・計画停電中に中央線を変移しない（交通渋滞、危険回避については、警察官による交通整理を行う必要がある。）

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・運転を自粛し、公共機関を利用する。
- ・警察官の手信号が行われている交差点では、警察官の指示に従い、交通安全に留意した運転に努める。

◎マニュアルには、県の各行政分野で想定される影響や、停電時に県が実施すべき事項、県から関係機関、関係者等に周知する必要がある事項について、7つの分野、計41の項目に分類してとりまとめている。

《図表5》各分野と主な項目

分 野	主な項目
ア 県民の生命・健康の保全	・在宅療養者の生命、健康の保持
	・医療機関患者の生命・健康の保持
	・家庭や製造所における防火対策
	・医薬品等の供給への支障
	・社会福祉施設
	・その他の社会福祉施設
	・教育関連施設（特別支援学校）
	・県出先機関で生命・健康に影響がある業務の遂行
イ ライフライン機能の確保	・水道施設
	・下水施設
	・ごみ処理施設
	・産業廃棄物処理施設
ウ 交通インフラの維持	・交通安全施設
	・港湾施設
エ 防災・警察	・福岡県防災・行政情報ネットワークシステム
	・土木総合防災情報システム
	・ダム（合所ダム）
	・通信指令
	・捜査活動
	・留置施設
オ 産業活動関連	・産業活動一般
	・食品営業施設
	・工業用水
	・野菜、果樹の選果・集出荷施設
	・野菜等のハウス
	・予冷施設
	・穀類乾燥調整施設
	・畜産農家等
	・青果卸売市場
	・魚市場
	・漁業協同組合荷さばき施設
カ 教育関連	・教育関連施設
	・職業能力開発施設
	・文化、教育、社会教育施設
	・自然観察センター
キ 行政機能の維持	・各機関等での業務の遂行
	・各機関における業務システム
	・各種測定機器等への影響

本資料（福岡県大規模停電・計画停電マニュアル）に関する問い合わせ先

福岡県緊急節電対策本部事務局

（福岡県 企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室）

電話 092-643-3148

福岡県大規模停電・ 計画停電対応マニュアル

福岡県緊急節電対策本部

平成 24 年 6 月 28 日

目 次

1	目的	1
2	定義	1
	（１）需給ひっ迫警報	1
	（２）計画停電	1
	（３）大規模停電	1
3	本マニュアルの対象とする事象（対象範囲）	1
4	基本方針	1
	（１）人命尊重	1
	（２）ライフライン機能の確保	1
	（３）交通インフラの維持	2
5	計画停電等に備えた危機管理体制	2
	（１）県の組織体制	2
	（２）事象発生時の対応体制	5
	（３）事象別の関係フロー	6
	（４）対応手順	7
6	県民等への停電情報等の周知等	18
	（１）県民への一般的注意事項の周知	18
	（２）停電等情報の伝達内容	19
	（３）県による広報手段	19
7	相談窓口の設置	21
8	停電により想定される影響と県関係部局による対応	23

1 目的

需給ひっ迫警報の発令、計画停電の実施及び大規模停電の発生時において、庁内各部署の役割、市町村や関係機関への連絡体制を明確にし、県民への迅速な情報提供、被害等の情報の把握や対応を的確に行うことにより、県民生活の安定・安全・安心を確保する。

2 定義

(1) 需給ひっ迫警報

電力の供給予備率が3%を下回る可能性がある場合に、電気事業者の報告に基づいて、国（経済産業省資源エネルギー庁）が発令するもので、すべての需要家に対して一層の節電を要請するもの。

(2) 計画停電

大規模な電源の脱落等万が一の場合に、電気事業者が、特定の地域・時間において、計画的に停電を行うこと。

(3) 大規模停電

複数の市町村を含む広範囲な地域における停電（速やかに復旧し、被害及び社会的影響がほとんど認められない見込みのものを除く）。

3 本マニュアルの対象とする事象（対象範囲）

- ・電力需給がひっ迫する可能性がある場合
- ・需給ひっ迫警報が発令された場合
- ・計画停電の実施が見込まれる又は実施される場合
- ・大規模停電が発生し、県民の生命、身体又は財産等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生している場合（災害対策基本法に規定する災害により停電が発生した場合及び停電の原因と想定される事象を所管する部局が速やかな対処を行っている場合を除く。）

4 基本方針

(1) 人命尊重

停電の発生に伴い県民の生命・身体への被害が生じないことを最優先とし、県民への情報提供や危機対応を実施する。

(2) ライフライン機能の確保

県内における電気、ガス及び水道などライフラインの機能維持及び復旧に優先的に

取り組む。

(3) 交通インフラの維持

鉄道関係施設などへの安定的な電力供給により交通インフラを維持する。

5 計画停電等に備えた危機管理体制

(1) 県の組織体制

ア 福岡県緊急節電対策本部（需給ひっ迫警報発令時）（資料1）

区分	説 明
目的	需給ひっ迫警報発令が発令された際に、県内における一層の節電の取り組みを進めるとともに、需給状況に関する情報を迅速かつ確実に周知する。
所掌事務	①節電対策の実施に関すること。 ②その他、節電対策に関する重要事項の連絡、審議及び調整に関すること。
本部長	知事が指名した副知事（本部長に事故あるときは、企画・地域振興部長が職務を代行する。）
本部員	各部の部長、防災危機管理局長、企業局長、教育庁総務部長、警察本部総務部長及び企画・地域振興部次長

イ 福岡県緊急節電対策本部作業部会（資料２）

区分	説 明
目的	電力需給がひっ迫する可能性がある場合に、県内における節電の取り組みを進めるとともに、需給ひっ迫警報が発令された場合のための準備及び協議を行う。
所掌事務	①電力需給がひっ迫する可能性がある場合の節電対策の実施に関すること。 ②その他、節電対策に関する事項の連絡、審議及び調整に関すること。
部会長	企画・地域振興部次長（本部長に事故あるときは、総合政策課長が職務を代行する。）
幹事	総務部行政経営企画課長、総務部防災危機管理局防災企画課長、企画・地域振興部総合政策課長、企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室長、新社会推進部社会活動推進課長、保健医療介護部保健医療介護総務課長、福祉労働部福祉総務課長、環境部環境政策課長、環境部環境保全課長、商工部商工政策課長、農林水産部農林水産政策課長、県土整備部県土整備総務課長、建築都市部建築都市総務課長、企業局管理課長、教育庁総務部総務課長及び警察本部総務部総務課長

ウ 福岡県停電対策本部（資料３）

区分	説 明
目的	電気事業者による計画停電の実施または、県内における大規模停電の発生に際して、県民生活の安定・安全・安心を確保するとともに、県内経済活動への影響が最小限となるように、総合的な対策を講じるため、福岡県停電対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
所掌事務	①停電情報の提供、被害状況の把握、及び応急対応の指示に関すること。 ②その他、停電対策に関する重要事項の連絡、審議及び調整に関すること。
本部長	知事（本部長に事故あるときは、知事が指名した副知事が職務を代行する。）
本部員	副知事、各部の部長、会計管理者、企業局長、教育長、警察本部長、防災危機管理局長及び企画・地域振興部次長

エ 各部局の分担

○事務局（エネルギー政策室内に共同事務局を設置）

部（局）名	課（室）名	主 な 役 割
企画・地域振興部	総合政策課 エネルギー政策室	・福岡県緊急節電対策本部及び作業部会に関する事 ・福岡県停電対策本部に関する事 ・各部に対する指示に関する事 ・各部の対策の実施結果の集約に関する事 ・政府及び九州電力からの情報収集及び要請に関する事
総務部 防災危機管理局	防災企画課	・市町村等への停電等の情報伝達に関する事 ・停電等に伴う市町村等の被害情報の把握に関する事 ・被害情報の集約に関する事

○各部

部（局）名	課（室）名	主 な 役 割
各部（共通）	各課（共通）	・関係機関への停電等に備えた対応の指示・周知に関する事
		・関係機関への停電等の情報伝達に関する事
		・停電に伴う関係機関の被害把握及び対応に関する事
総務部	財産活用課	・県庁舎に関する事
	県民情報広報課	・報道機関への対応に関する事
企画・地域振興部	市町村支援課	・市町村への助言に関する事
	空港対策局	・空港に関する事
新社会推進部	生活安全課	・県民の安全に関する事
保健医療介護部	医療指導課	・医療機関及び在宅療養者の支援に関する事
	高齢者支援課	・高齢者福祉施設及び高齢者の支援に関する事
	介護保険課	・介護受給者の支援、介護サービス事業者に関する事
福祉労働部	福祉総務課	・社会福祉施設に関する事
	障害者福祉課	・障害者の支援に関する事
環境部	環境保全課	・省エネ、節電に関する事
商工部	各課	・商工業者の対応に関する事
農林水産部	各課	・農林水産業者の対応に関する事

部（局）名	課（室）名	主 な 役 割
県土整備部	道路維持課	・ 道路に関すること
	港湾課	・ 港湾に関すること
	水資源対策課 水道整備室	・ 水道に関すること
	高速道路対策室	・ 有料道路に関すること
建築都市部	下水道課	・ 下水道に関すること
	県営住宅課	・ 県営住宅に関すること
企業局	管理課	・ 工業用水道の供給に関すること
教育庁	総務課	・ 教育機関に関すること
警察本部	総務課	・ 警察活動に関すること

（２）事象発生時の対応体制

以下に定めるとおり、事象発生に応じて、３段階に分類し対応する。

ア 対策本部等の配置基準

段階	発生事象	体制
レベル１	翌週に電力がひっ迫する可能性がある場合 発電設備に障害が発生した場合 (需給ひっ迫時を除く)	エネルギー政策室 停電警戒準備班 福岡県緊急節電対策本部 作業部会
レベル２	需給ひっ迫警報が発令された場合	福岡県緊急節電対策本部
レベル３	計画停電が実施または実施の見込みがある場合 大規模停電が発生した場合	福岡県停電対策本部

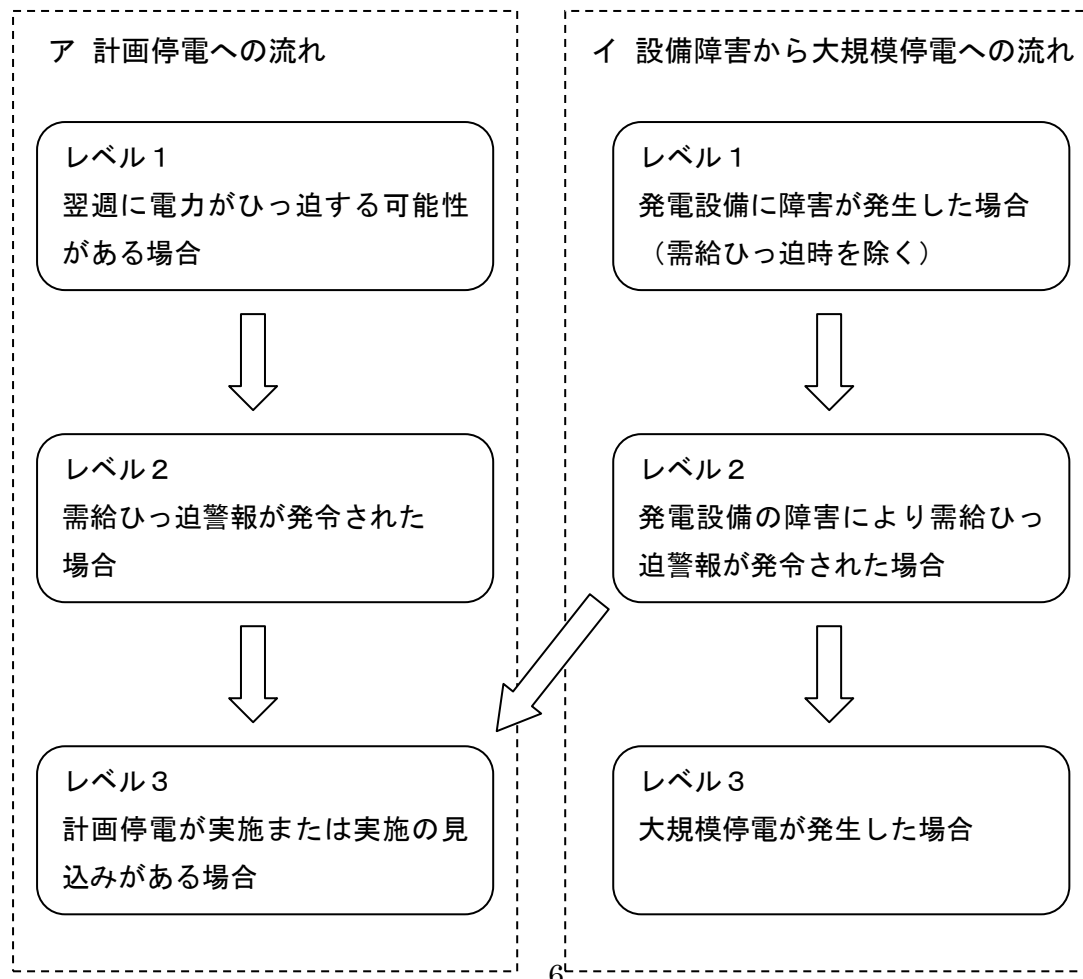
イ 体制ごとの要員

段階	体制	要員（作業部会幹事、本部員を除く担当者）
レベル 1	エネルギー政策室 停電警戒準備班 福岡県緊急節電対策本部 作業部会（必要に応じ開催）	・ エネルギー政策室 3 名 計 3 名
レベル 2	福岡県緊急節電対策本部	・ エネルギー政策室 4 名 ・ 防災危機管理局 2 名 計 2 1 名 ・ 本部員担当課（主管課等） 1 名
レベル 3	福岡県停電対策本部	・ エネルギー政策室 5 名 ・ 防災危機管理局 4 名 計 4 1 名 ・ 本部員担当課（主管課等） 2 名

* 各部等の体制は、別表 7 の連絡体制等に基づいて、それぞれで整備を行う。

（3）事象別の関係フロー

発生事象について、主に、次のア及びイに区分して対応を行うこととする。



(4) 対応手順

ア 需給ひっ迫による計画停電に備えた対応

需給ひっ迫から計画停電にいたる一連の手順を記載する。

レベル１ 翌週に電力がひっ迫する可能性がある場合

- ①エネルギー政策室は、九州電力から報告を受け、室に停電警戒準備班を設置する。
- ②エネルギー政策室は、福岡県緊急節電対策本部作業部会幹事（別表５）に情報（ひっ迫する見込みの日時、需給状況）を提供するとともに、必要に応じ、作業部会長（企画・地域振興部次長）は、作業部会を開催し、対応の徹底を図る。
- ③エネルギー政策室は、市町村（別表６）にメールにより情報を伝達する。
- ④各作業部会幹事は、関係各課及び関係機関等（別表７）に情報を伝達する。

（参考）市町村・関係機関等へ伝達する情報

- ①ひっ迫する見込みの日時
- ②需給状況

レベル２ 需給状況が改善せず需給ひっ迫警報が発令された場合

- ①事務局（エネルギー政策室）は、九州経済産業局及び九州電力から、需給ひっ迫警報発令の報告及び連絡を受け、福岡県緊急節電対策本部長である副知事に報告するとともに、本部員担当課（別表５）を通じて本部員に情報（発令対象日時、ひっ迫状況）を伝達する。（警報は、原則、前日１８時及び当日９時目途に九州経済産業局から電話及びメールにより発令・連絡される。）
- ②事務局（エネルギー政策室）は、メールにより市町村（別表６）に情報を伝達する。
- ③各本部員は、関係各課及び関係機関等（別表７）に伝達する。また、防災危機管理局は、防災・行政情報通信ネットワークシステムを活用し、市町村・消防本部（局）に伝達する。
- ④本部長は、必要に応じて、福岡県緊急節電対策本部会議を開催する。

（参考）市町村・関係機関等へ伝達する情報

- ①警報発令対象の日時
- ②ひっ迫状況

○需給ひっ迫警報発令から計画停電への流れ

前日 18:00 目途

■需給ひっ迫警報の発令（第一報）

- ・他社からの電力融通を受けても、需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、政府から、九州電力管内に対し、警報を発令。
- ・翌日行う可能性のある計画停電について九州電力から公表する。

※当日早朝や午前中に大型発電所の計画外停止が重なった場合等においては、急遽、警報を発令する場合がある。

当日 9:00 目途

■需給ひっ迫警報の発令（続報）

- ・当日9:00を目途に政府から発令。その後も需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、続報を発令。

※第1時間帯（8:30～）から計画停電を実施する場合は、9:00の警報の発令は行わない場合がある。また、必要に応じ、9:00以前に続報を発令する場合がある。なお、需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

計画停電開始の
3～4時間前

■「緊急速報メール」発出

- ・引き続き、需給のひっ迫状況が解消されない場合、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。

※緊急速報メールは、早朝・深夜の時間帯等、需要抑制効果が見込めないと判断される場合には送信しない。

計画停電実施の
2時間程度前

■九州電力が計画停電の実施を発表

- ・引き続き、需給のひっ迫状況が解消されず、最大限の融通を受けても供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、九州電力から計画停電の実施を発表。

※大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、警報や緊急速報メールを発令することなく計画停電を実施する場合がある。

節電協力による
停電回避

レベル3 計画停電が実施または実施の見込みがある場合

〔情報伝達・対応〕

- ①事務局は、九州電力から計画停電実施の報告を受けた場合は、福岡県停電対策本部長である知事に報告するとともに、知事は、福岡県停電対策本部会議を開催し、情報（停電の発生日時、停電の範囲）を共有するとともに、必要な対応を指示する。

停電時間帯	九電公表時間	計画停電実施時間帯
第1時間帯	6:30	8:30～11:00
第2時間帯	8:30	10:30～13:00
第3時間帯	10:30	12:30～15:00
第4時間帯	12:30	14:30～17:00
第5時間帯	14:30	16:30～19:00
第6時間帯	16:30	18:30～21:00

* 計画停電が必要な場合、九州電力から実施2時間前までに公表がなされる

- ②事務局は、メールにより市町村（別表6）に情報を伝達する。
- ③事務局は、防災・行政情報通信ネットワークシステムを活用し、市町村及び消防本部（局）に情報を伝達するとともに、被害・停電概況報告書（様式13）により、被害情報の報告を依頼する。
- ④各本部員は、関係各課及び関係機関等（別表7）に伝達するとともに、被害情報の報告を依頼する。
- ⑤事務局は、被害の防止・最小化に必要な対応について、九州電力に対し申し入れを行う。（必要に応じて、随時実施）
- ⑥各本部員は、関係各課及び関係機関等に対し、被害の防止・最小化に必要な対応を要請・指導する。（必要に応じて、随時実施）

〔被害情報の収集・報告〕

- ⑦事務局は、被害・停電概況報告書（様式13）により、市町村及び消防本部（局）の被害情報を集約する。
- ⑧各本部員は、被害・停電概況報告書（様式13）により、関係各課及び関係機関等の被害情報を集約し、事務局に報告する。
- ⑨事務局及び本部員は、市町村及び消防本部（局）、並びに関係各課及び関係機関等からの被害情報を停電対策本部会議に報告する。（被害情報は、原則として、9時（大規模停電時のみ）、12時、15時、18時現在の市町村

等からの被害情報等を取りまとめて、11時（大規模停電時のみ）、14時、17時、20時に本部会議に報告する。また、必要に応じ6時現在（8時報告）や21時現在（23時報告）を追加する。なお、報道機関に対しても、事務局は、上記報告時間に情報の提供を行う。）

⑩事務局及び各本部員は、関係省庁に対し、被害情報を報告する。

（参考）市町村・関係機関等へ伝達・報告を求める情報

停電情報（伝達するもの）

①停電の発生日時

②停電の範囲

被害情報（報告を求めるもの）

①被害発生場所

②被害内容

③被害の影響

④対応状況

イ 設備障害から大規模停電に至る場合の対応

発電設備に障害が発生し、需給がひっ迫したときから大規模停電が発生したときまでの一連の手順を記載する。

レベル１ 発電設備に障害が発生した場合（需給ひっ迫時を除く）

- ①' エネルギー政策室は、九州電力から報告を受け、室に停電警戒準備班を設置する。
- ②' エネルギー政策室は、福岡県緊急節電対策本部作業部会幹事（別表５）に情報（トラブル発生日時、トラブル発生箇所、発生理由・内容、その影響）を提供するとともに、必要に応じ、作業部会長（企画・地域振興部次長）は作業部会を開催し、対応の徹底を図る。需給ひっ迫には至っていないが、障害が深刻（需給ひっ迫の恐れがある場合等）と判断される場合は、エネルギー政策室から秘書室（秘書室から知事、副知事等）に報告する。
- ③' エネルギー政策室は、市町村（別表６）にメールにより情報を伝達する。
- ④' 各作業部会幹事は、関係各課及び関係機関等（別表７）に伝達する。

（参考）市町村・関係機関等へ伝達する情報

- ①トラブル発生日時
- ②トラブル発生箇所
- ③発生理由・内容
- ④その影響

レベル２ 発電設備の障害により需給ひっ迫警報が発令された場合

- ①' 事務局（エネルギー政策室）は、九州経済産業局及び九州電力から、需給ひっ迫警報発令の報告及び連絡を受け、福岡県緊急節電対策本部長である副知事に報告するとともに、各本部員担当課（別表５）を通じて各本部員に情報（需給状況、トラブル発生日時、トラブル発生箇所、発生理由・内容、その影響）を伝達する。
- ②' 事務局（エネルギー政策室）は、メールにより市町村（別表６）に情報を伝達する。
- ③' 各本部員は、関係各課及び関係機関等（別表７）に情報を伝達する。また、防災危機管理局は、防災・行政情報通信ネットワークシステムを活用し、市町村・消防本部（局）に伝達する。
- ④' 本部長は、必要に応じて、福岡県緊急節電本部会議を開催する。

なお、その後、「ア 需給ひっ迫による計画停電に備えた対応」の「レベル３ 計画停電が実施または実施の見込みがある場合」に移行することがある。

(参考) 市町村・関係機関等へ伝達する情報

- ①需給状況
- ②トラブル発生日時
- ③トラブル発生箇所
- ④発生理由・内容
- ⑤その影響

レベル3 大規模停電が発生した場合

〔情報伝達・対応〕

- ①' 事務局は、九州経済産業局及び九州電力から大規模停電発生の報告を受けた場合は、福岡県停電対策本部長である知事に報告するとともに、知事は、福岡県停電対策本部会議を開催し、情報（停電の発生日時、停電の範囲、停電の原因、復旧の見込み）を共有するとともに、必要な対応を指示する。
- ②' 事務局は、メールにより市町村（別表6）に情報を伝達する。
- ③' 事務局は、防災・行政情報通信ネットワークシステムを活用し、市町村及び消防本部（局）に伝達するとともに、被害・停電概況報告書（様式13）により、被害情報の報告を依頼する。
- ④' 各本部員は、関係各課及び関係機関等（別表7）に伝達するとともに、被害情報の報告を依頼する。
- ⑤' 事務局は、被害の防止・最小化に必要な対応について、九州電力に対し申し入れを行う。（必要に応じて、随時実施）
- ⑥' 各本部員は、関係各課及び関係機関等に対し、被害の防止・最小化に必要な対応を要請・指導する。（必要に応じて、随時実施）

〔被害情報の収集・報告〕

- ⑦' 事務局は、被害・停電概況報告書（様式13）により、市町村及び消防本部（局）の被害情報を集約する。
- ⑧' 各本部員は、被害・停電概況報告書（様式13）により、関係各課及び関係機関等の被害情報を集約し、事務局に報告する。
- ⑨' 事務局及び本部員は、市町村及び消防本部（局）並びに関係各課及び関係機関等からの被害情報を停電対策本部会議に報告する。（被害情報は、原則として、9時（大規模停電時のみ）、12時、15時、18時現在の市町村等からの被害情報等を取りまとめて、11時（大規模停電時のみ）、14時、17時、20時に本部会議に報告する。また、必要に応じ6時現在（8時報告）や21時現在（23時報告）を追加する。なお、報道機関に対しても、事務局は、上記報告時間に情報の提供を行う。）
- ⑩' 事務局及び各本部員は、関係省庁に対し、被害情報を報告する。

(参考) 市町村・関係機関等へ伝達・報告を求める情報

停電情報（伝達するもの）

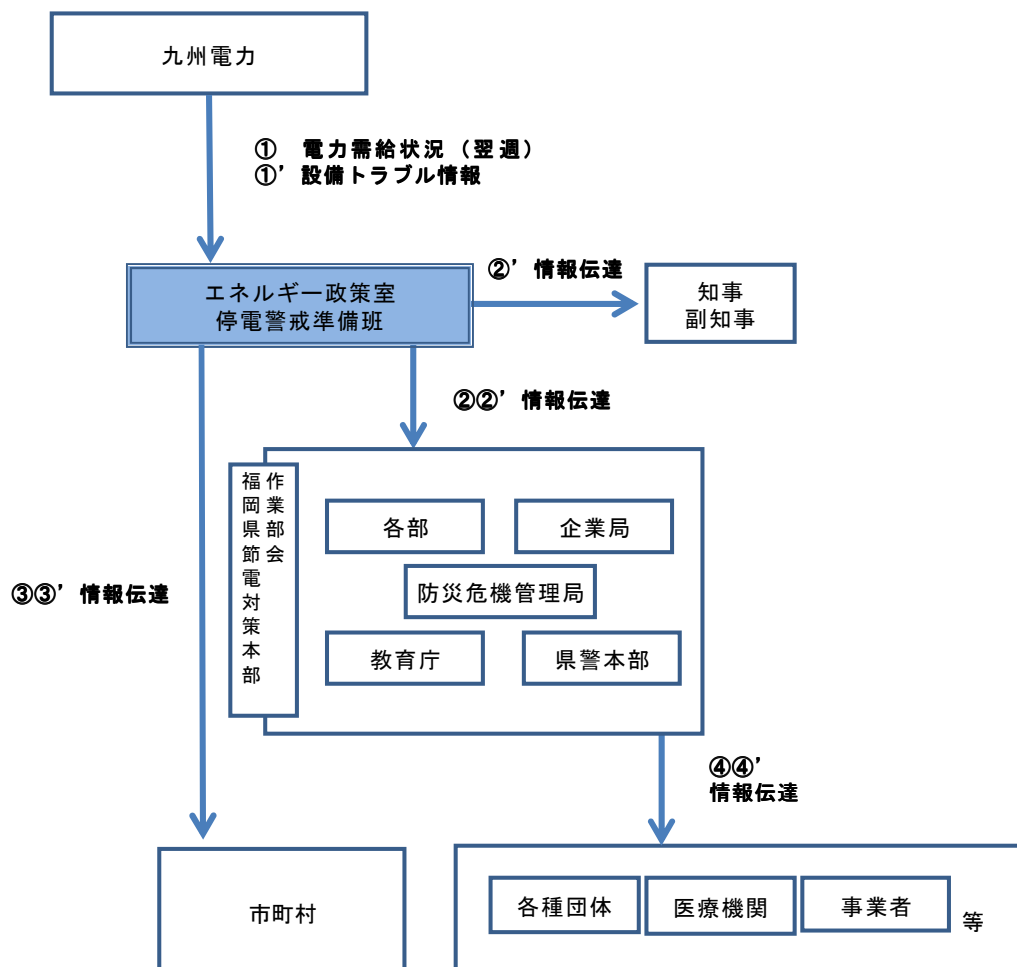
- ① 停電の発生日時
- ② 停電の範囲
- ③ 停電の原因
- ④ 復旧の見込み

被害情報（報告を求めるもの）

- ① 被害発生場所
- ② 被害内容
- ③ 被害の影響
- ④ 対応状況

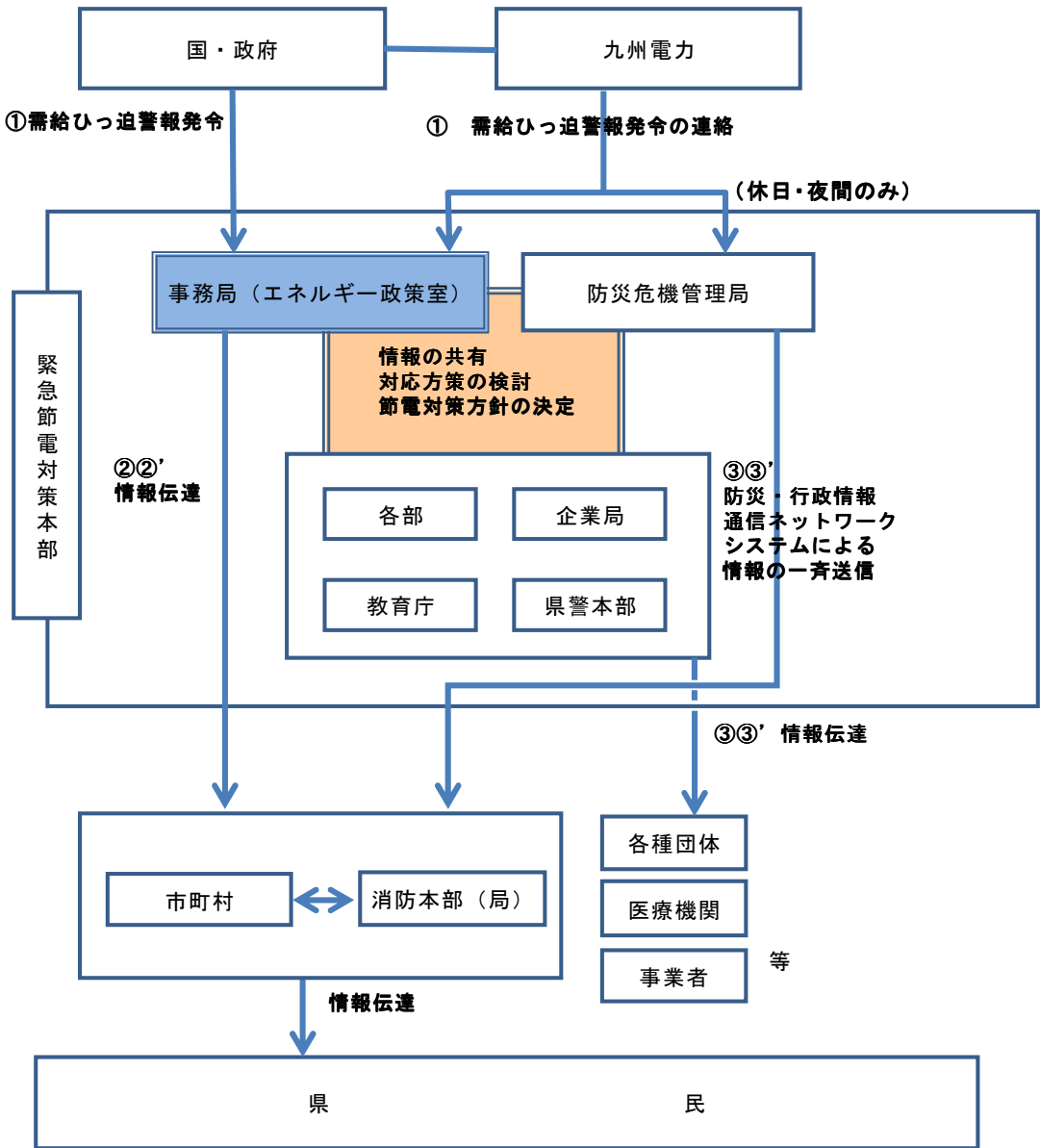
各段階の対応体制の詳細と情報伝達のフローは次のとおりとする。

- レベル 1
- ・ 翌週に電力がひっ迫する可能性がある場合
 - ・ 発電設備に障害が発生した場合（需給ひっ迫時を除く）



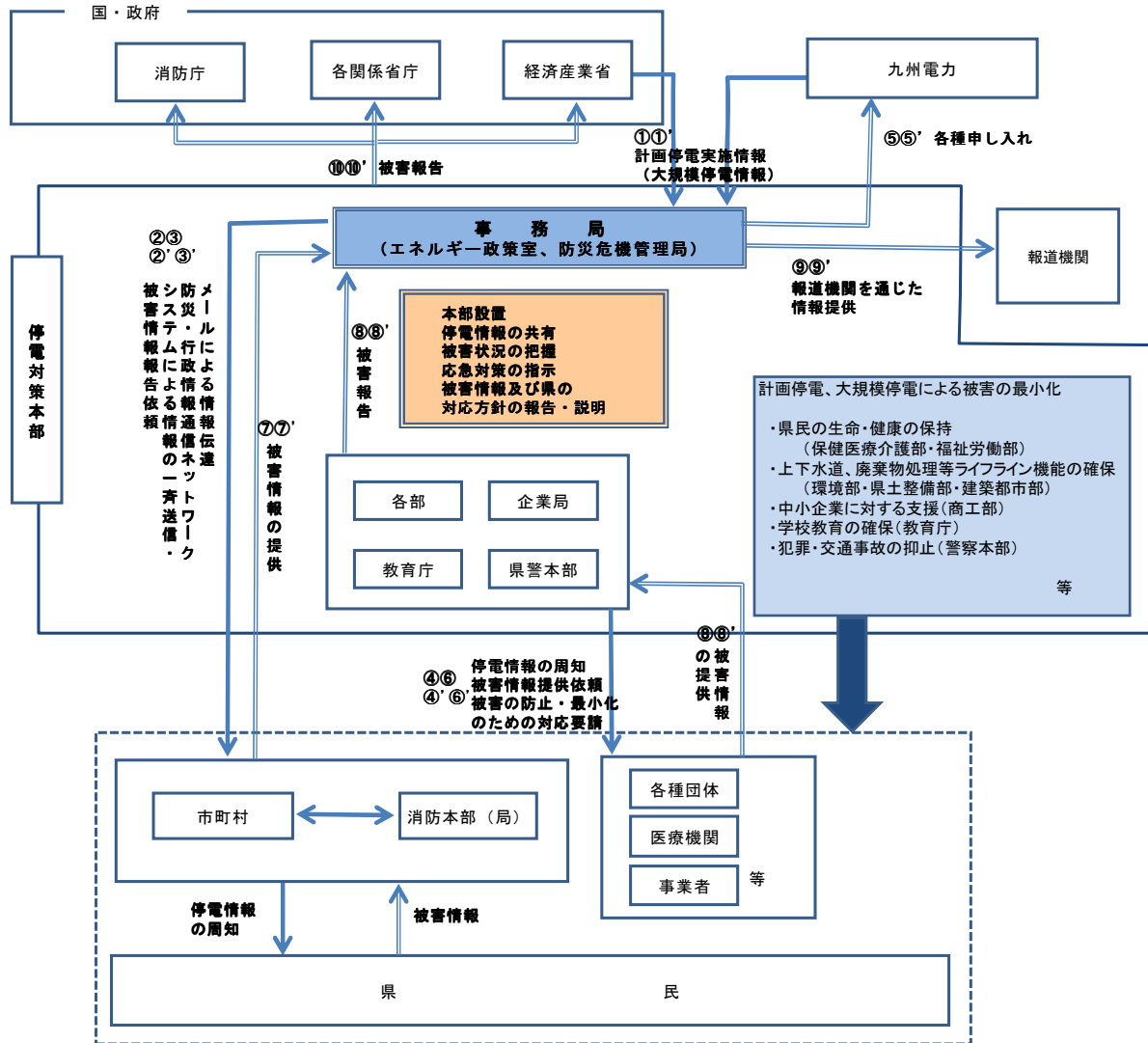
レベル 2

・需給ひっ迫警報が発令された場合



レベル 3

- ・計画停電が実施または実施の見込みがある場合
- ・大規模停電が発生した場合



ウ 休日・夜間における初期対応

発電設備の障害発生や需給ひっ迫警報の発令、計画停電・大規模停電の実施・発生等の通報が、休日・夜間にあった場合の初期対応は、次に手順によるものとする。

- ①九州電力は、レベル1～3に該当する事象が発生した場合は、速やかにエネルギー政策室担当者への連絡を、エネルギー政策室企画監、総括調整班長、室長の順に行うこととし、最低1名に連絡がつくまで実施する。(別表4)
- ②連絡を受けた者は、別表4に従い、エネルギー政策室各職員等に連絡を行う。

以下、報告内容のレベルに応じて、次の手順により対応する。

<レベル1：発電設備に障害が発生した場合（需給ひっ迫時を除く）>

- ・エネルギー対策室の職員は登庁し、停電警戒準備班を設置。九州電力等からの情報収集（障害の内容、原因、影響、復旧予定、再発防止策等）を継続する。
- ・以下、レベル1の項目に記載した手順により対応する。

<レベル2：需給ひっ迫警報が発令された場合>

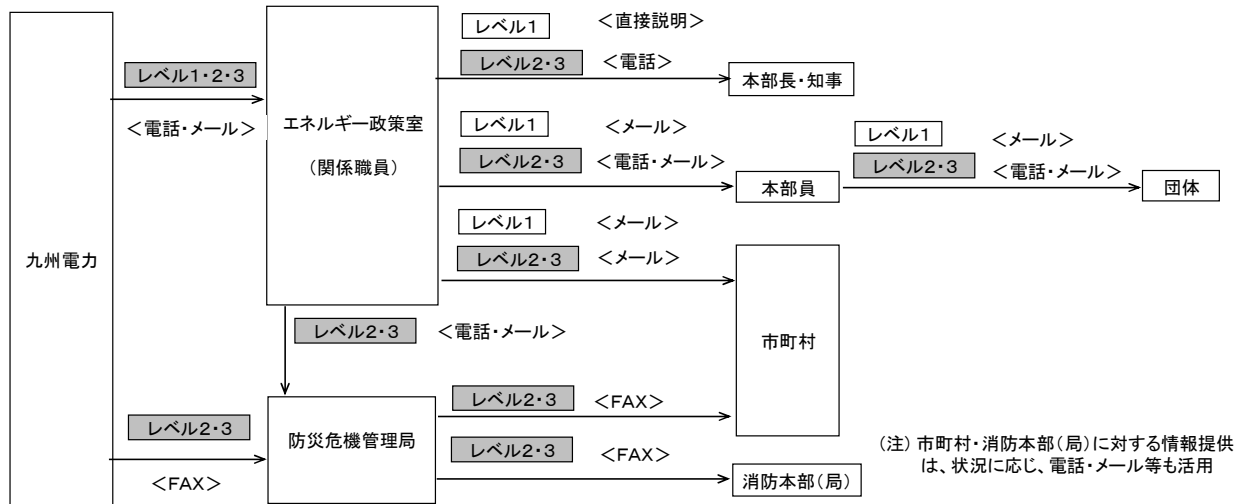
- ・事務局（エネルギー対策室）、防災危機管理局及び本部員担当各課等の職員は登庁し、情報収集、福岡県緊急節電対策本部長及び本部員に報告するとともに、関係機関・団体等への情報提供を行う。
- ・以下、本部会議の開催など、レベル2の項目に記載した手順により対応する。

<レベル3：計画停電が実施又は実施の見込みがある場合、大規模停電が発生した場合>

- ・事務局（エネルギー対策室及び防災危機管理局）、本部員担当各課等の職員は登庁し、情報収集、福岡県緊急節電対策本部長及び本部員に報告するとともに、関係機関・団体等への情報提供を行う。
- ・以下、県停電対策本部の設置、開催など、レベル3の項目に記載した手順により対応する。

休日・夜間に電力の需給ひっ迫、停電等の通報があった場合の連絡体制

凡例 速やかに連絡 状況に応じ連絡時期を決定



レベル1

・発電設備に障害が発生した場合
(需給ひっ迫時を除く)

【体制】
エネルギー政策室(停電警戒準備班)
→登庁

レベル2

・需給ひっ迫警報が発令された場合

【体制】
エネルギー政策室・防災危機管理局
→登庁
情報収集及び関係機関等に情報伝達

その他の関係課
→登庁、関係団体等に情報伝達
必要に応じ、節電対策本部の開催準備

レベル3

・計画停電が実施又は実施の見込みがある場合
・大規模停電が発生した場合

【体制】
エネルギー政策室・防災危機管理局
→登庁
情報収集及び関係機関等に情報伝達
停電対策本部の開催準備

その他の本部員・関係課
→登庁、関係団体等に情報伝達
停電対策本部の開催準備(取組報告等)

6 県民等への停電情報等の周知等

(1) 県民への一般的注意事項の周知

県民に対し、次のような事項について注意喚起する。
なお、詳細は様式12を参照のこと。

【計画停電時の注意事項について（抜粋）】

《安全機器・医療機器などのご使用について》

- ①信号機は、消灯している可能性がありますので、交差点を通行の際には、十分ご注意ください。
- ②人工呼吸器などの医療機器をご自宅で医療機器をご使用されている場合は、バッテリーなどのご準備や計画停電時間帯でも通電している病院へ事前にご移動いただくなど、停電時の対応について医療機関や医療機器メーカーとご相談ください。
- ③小型発電機については、発電機からの排気ガスに一酸化炭素などの有害物質が含まれていますので、室内では使用しないでください。
- ④各種セキュリティーシステム（防犯）は、作動しない場合がありますので、事前確認をお願いします。
- ⑤照明の代用品などとして、ろうそくなどを使用される場合は、火災にご注意ください。
必要に応じて、懐中電灯などをご準備ください。
- ⑥カセットコンロ、七輪などを室内で調理される際には、窓を開けるなど十分に換気をおこなってください。

《マンション・ビルにおける注意事項》

- ①エレベーターは、停電により閉じ込められる可能性がありますので、停電時間帯をご確認の上、事前に使用を中止ください。
- ②オートロック、機械式駐車場、駐車場開閉ゲートなどは、停電により稼動しなくなるため、ご注意ください。

九州電力ホームページより

(2) 停電等情報の伝達内容

発生事象ごとに市町村等に伝達する情報や被害情報は次のとおりとする。

段階	発生事象	市町村等への情報伝達	被害状況報告内容
レベル 1	翌週に電力需給がひっ迫する可能性がある場合	①ひっ迫する見込みの日時 ②需給状況	—
	発電設備に障害が発生した場合 (需給ひっ迫時を除く)	①トラブル発生日時 ②トラブル発生箇所 ③発生理由・内容 ④その影響	—
レベル 2	需給状況が改善せず、需給ひっ迫警報が発令された場合	①警報発令対象の日時 ②ひっ迫状況	—
	発電設備の障害により需給ひっ迫警報が発令された場合	①需給状況 ②トラブル発生日時 ③トラブル発生箇所 ④発生理由・内容 ⑤その影響	—
レベル 3	計画停電が実施または実施の見込みがある場合	停電情報 ①停電の発生日時 ②停電の範囲	被害情報 ①被害発生場所 ②被害内容 ③被害の影響 ④対応状況
	大規模停電が発生した場合	停電情報 ①停電の発生日時 ②停電の範囲 ③停電の原因 ④復旧の見込み	被害情報 ①被害発生場所 ②被害内容 ③被害の影響 ④対応状況

(3) 県による広報手段

需給ひっ迫警報の発令、計画停電の実施及び県民への注意事項等の県による周知については、①県ホームページへの掲載、②プレスリリース及び③多言語による情報発信により行う。

①県ホームページ

九州電力の公表内容及び国からの通知等を、県ホームページに掲載するとともに、需給ひっ迫警報の発令以降においては、県ホームページにフラッシュにより情報を掲載する。掲載は、情報入手後速やかに行う。

○県トップページにおけるフラッシュ掲載イメージ



②プレスリリース

県において、特に周知する必要があると判断される場合は、随時、プレスリリースを行い、県民・事業者等に対して情報発信を行う。

③多言語による情報発信

(財)福岡県国際交流センター及び福岡県留学生サポートセンターホームページにより、多言語による情報発信（英語、中国語、韓国語）を行い、外国人等への周知を行う。

7 相談窓口の設置

県民、事業者等からの、計画停電等に関する相談に対応するため、以下のとおり、相談窓口を整備する。なお、相談窓口における対応は、開庁日に行うものとする。

ア 県民向け相談窓口

項 目	担当課（室）等	連絡先
需給ひっ迫警報、計画停電に関する全般的な事項	エネルギー政策室	092-643-3148
在宅療養者に関する事項	医療指導課	092-643-3273
水道に関する事項	水資源対策課水道整備室	092-643-3376
交通安全施設に関する事項 （パーキングメーターに関する事項を除く）	警察本部交通規制課	092-641-4141 （内線 5164）
パーキングメーターに関する事項	警察本部駐車対策課	092-641-4141 （内線 5277、5278）
運転免許試験、免許更新に関する事項	福岡自動車運転免許試験場	092-565-5010
	北九州自動車運転免許試験場	093-961-4804
	筑豊自動車運転免許試験場	0948-82-0160
	筑後自動車運転免許試験場	0942-53-5208
県税に関する事項	税務課	（課税の相談） 092-643-3067 （納税の相談） 092-643-3066

イ 事業者等向け相談窓口

項 目	担当課（室）等	連絡先
融資等に関する事項	中小企業経営金融課	092-643-3423
水道事業者、 水道用水供給事業者	水資源対策課水道整備室	092-643-3376
公衆浴場／食品営業施設	保健衛生課	092-643-3279
	管轄の保健福祉環境事務所	筑紫 (092-513-5599) 粕屋 (092-939-1744) 糸島 (092-322-3268) 宗像・遠賀 (0940-36-6098) 嘉穂・鞍手 (0948-21-4973) 田川 (0947-42-9309) 北筑後 (0946-22-2741) 南筑後 (0944-72-2163) 京築 (0930-23-2245)
と畜事業者	保健衛生課	092-643-3281
	食肉衛生検査所	092-923-6621

8 停電により想定される影響と県関係部局による対応

計画停電及び大規模停電の発生など、万が一に備え、県民の生命・健康の保全をはじめ各分野で想定される影響、県の関係部・課において必要な対応をア～キの7の分野に分類し、整理した。

各関係部・課においては、それぞれの役割を認識し、市町村や関係団体への連絡体制を明確にした上で、停電に備えあらかじめ対応が必要な事項と、停電が実施される際に対応が必要な事項を、的確に遂行するものとする。

なお、対応状況については、緊急節電対策本部（作業部会又は本部会議）、停電対策本部等において報告するとともに、各本部の指示を受け、必要な追加の対応を行うものとする。

- ア 県民の生命・健康の保全
 - イ ライフライン機能の確保
 - ウ 交通インフラの維持
 - エ 防災・警察
 - オ 産業活動関連
 - カ 教育関連
 - キ 行政機能の維持

（１）停電に備えて対応が必要な分野

次のとおり、対応が必要な分野及び項目を設定し、対応するものとする。

分 野	項 目	ページ
ア 県民の生命・健康の保全	①在宅療養者の生命・健康の保持	25
	②医療機関患者の生命・健康の保持	26
	③家庭や製造所における防火対策等	27
	④医薬品等の供給への支障	27
	⑤公衆浴場	28
	⑥社会福祉施設	29
	⑦その他の社会福祉施設	30
	⑧教育関連施設（県立特別支援学校）	31
	⑨県出先機関で生命・健康に影響がある業務の遂行	32

分 野	項 目	ページ
イ ライフライン機能の確保	①水道施設	34
	②下水施設	34
	③ごみ処理施設	35
	④産業廃棄物処理施設	35
ウ 交通インフラの維持	①交通安全施設	36
	②道路施設	37
	③港湾施設	38
エ 防災・警察	①福岡県防災・行政情報ネットワークシステム	39
	②土木総合防災情報システム	39
	③ダム（合所ダム）	40
	④通信指令	40
	⑤捜査活動	41
	⑥留置施設	41
	⑦運転免許業務	42
オ 産業活動関連	①産業活動一般	43
	②食品営業施設	44
	③工業用水	44
	④野菜、果樹の選果・集出荷施設	45
	⑤野菜等のハウス	46
	⑥予冷施設	46
	⑦穀類乾燥調製施設	47
	⑧畜産施設	48
	⑨青果卸売市場	49
	⑩魚市場	49
	⑪漁業協同組合荷さばき施設	50
カ 教育関連	①県立の教育関連施設	51
	②職業能力開発施設	52
	③文化・教育・社会教育施設	53
	④自然観察センター	54
キ 行政機能の維持	①各機関等での業務の遂行	54
	②各機関における業務システム	57
	③各種測定機器等への影響	65

(2) 各細項目ごとの対応

ア 県民の生命・健康の保全

①在宅療養者の生命・健康の保持（保健医療介護部医療指導課）

○想定される影響

- ・自宅で人工呼吸器等を使用している場合、これらの機器が停止すれば、生命の維持が不可能となる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・在宅療養者に対し、緊急連絡リストの作成について周知し、関係機関に対しても緊急連絡網の作成を依頼する。
- ・在宅療養者へ、県で作成した「災害時の手引き」を配布し、停電時等災害時に供えるための必要項目について周知する。
- ・長時間の停電に備え、医療機関への搬送を視野に医療体制を再確認する。
- ・医療機器メーカーに対し、外部バッテリーや機器のメンテナンス、電気を必要としない代替機器の準備について依頼する。
- ・県ホームページに事前の確認事項を掲載する。
- ・人工呼吸器等を使用する在宅療養患者等を対象とした相談窓口を設置する。
(設置場所：医療指導課、相談窓口開設期間：6月27日～9月末)

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・緊急時の連絡体制についてリストアップし、機器の近くに表示しておく。
- ・緊急時に入院可能な医療機関を関係者と相談しておく。
- ・熱中症予防等の体調管理に注意するよう周知する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・計画停電の地域を管轄する保健福祉（環境）事務所等より、管内に所在する訪問看護ステーション等を通じ、上記の停電に備えて実施した内容について、再度、注意喚起を図る。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・機器の稼動状況を確認し、バッテリーや代替機器の確保・交換等について確認しておく。
- ・水分補給や体調管理に努めるとともに、緊急時に備え、入院可能な医療機関や支援者の確保について再度確認しておく。

②医療機関患者の生命・健康の保持（保健医療介護部医療指導課）

○想定される影響

- ・医療機関において、人工呼吸器等の生命維持に必要不可欠な機器を使用している場合、これらの機器が停止すれば、生命の維持が不可能となる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・各医療機関に対し、停電時の対策例を紹介し、停電時に患者診療に大きな影響がないよう準備を依頼する文書を発出する。
- ・「県ホームページ」、「ふくおか医療情報ネット」に計画停電及び通電医療機関の情報を掲載する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・停電時における医療機器、電話等の作動確認をしておく。
- ・自家発電装置の稼動状況を確認し、緊急時に迅速に起動するように整備しておくとともに、燃料を補給しておく。
- ・自家発電装置が対応していない機器について、代替機器を確保しておく。
- ・水の確保をしておく。
- ・急を要しない場合、停電時間帯には受診しないようにする。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・「ふくおか医療情報ネット」に計画停電の情報を掲載する。
- ・上記で発出した文書の内容について、再度、県ホームページに掲載し、注意喚起及び周知を図る。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・上記の内容について、再度確認する。

（注）医療機関については、各地域における医療提供に支障が生じないよう、県内で救急病院など通電対象となる２２８の医療機関（救命救急センター、周産期母子医療センター、災害拠点病院等）を確保し、県のホームページ等で情報提供することとしている。

③家庭や製造所における防火対策等（総務部防災危機管理局）

○想定される影響

- ・電源の必要な消防用設備等及び特殊消防用設備等が有効に機能しなくなる。
- ・製造所の火災や危険物の流出事故が発生する。
- ・停電前に使用していた電気機器（電気コンロ、電子レンジ等）から再通電時火災が発生する。
- ・夜間停電の際、誘導灯（消防法）及び非常用照明（建基法）に係る非常用電源容量が無くなった際などには、火災等からの避難が円滑に行えない恐れがある。
- ・エレベーターにおいて、閉じ込め等の被害が発生する。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・消防庁通知を各消防本部（局）に対して再度、通知し、停電時の対応の周知を行う。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・非常電源（自家発電設備等）の点検及び燃料の備蓄を行う
- ・各消防本部に対して、管轄地域住民への停電時の留意事項を啓発する。

○停電時に実施が必要な事項

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・停電に起因する被害があった際の被害状況の報告

④医薬品等の供給への支障（保健医療介護部薬務課）

○想定される影響

- ・医薬品等供給（医薬品卸売業者）について、医薬品倉庫等において医薬品の温度管理ができなくなり、医薬品の備蓄、供給に支障をきたすおそれがある。
- ・医薬品、医療機器製造業者において、医薬品・医療機器の製造停止により、医薬品等の安定供給に支障をきたすおそれがある。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・品質管理及び安全性の確保に努めるよう関係団体あてに通知する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・品質管理及び安全性の確保に支障が生じない対応の検討

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・停電が発生する場合は、迅速に関係機関に情報提供を行う。

(注) 医薬品関係工場については、原則は緩和措置の対象としないこととされているが、長時間在庫を持つことができない特殊な医薬品等、特別な事情がある製品を製造する工場については、緩和措置の対象となる。

⑤公衆浴場（保健医療介護部保健衛生課）

○想定される影響

- ・貯湯槽の温度管理ができない時間が生じ、衛生に支障が出るおそれがある。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・衛生上の支障が生じるおそれがある場合の対応方法の検討について、依頼を行う。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・衛生上の支障が生じるおそれがある場合の対応方法の検討をする。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・停電予定時間を事業者団体に速やかに周知する。
- ・開庁時間帯については、貯湯槽の温度管理に関する相談があれば所管の保健福祉環境事務所で対応する。

⑥社会福祉施設

≫高齢者福祉施設、介護サービス事業者（保健医療介護部高齢者支援課）

○想定される影響

- ・高齢者福祉施設、介護サービス事業者において、入所者が人工呼吸器等を使用している場合に、これらの機器が停止すれば、生命の維持が不可能になる。
- ・体力のない高齢者は熱中症を起こしやすいといわれており、停電により冷房が使えなくなると、熱中症の発症が増え、場合によっては生命に危険が及ぶおそれがある。
- ・老化や白内障などにより視力が低下した高齢者は、停電により足もとが分かりにくくなり、転倒、骨折等の事故につながるおそれがある。
- ・受水層への給水ポンプの停止や、冷蔵庫、冷凍庫、食洗浄機等が使用できなくなることにより、入所者への食事の提供等が困難となるほか、衛生管理に支障が生じる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・電源の不要な機器の設置、自家発電機などの非常電源の確保、他の施設及び医療機関との連携など、不測の事態に対応できる体制を整えるよう、高齢者福祉施設等に周知徹底を図る。
- ・緊急時の対応を記載したマニュアル等を配布して、高齢者福祉施設等における対応を促す。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・現在、各施設で作成している防災計画を見直し、停電等の不測の事態が発生したときの対応について確認する。
- ・電源の不要な機器の設置や非常電源の確保など、不測の事態に対応できるよう備える。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・計画停電に関する情報を提供し、併せて、非常電源の動作確認、他の施設との連携など、不測の事態に対応するよう依頼する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・各施設の防災計画等に沿った停電時の対応を行う。
- ・入所者の見守りの強化と、体調の変化等への早めの対応を行う。

⑦その他の社会福祉施設（福祉労働部）

○想定される影響

- ・医療型障害児入所施設、障害者支援施設、医療型児童発達支援センター及び障害福祉サービス事業所（療養介護・生活介護）に入所する重度障害（児）者（体温調整や心肺機能不全の者）等の体調管理が困難となり、生命に危険が生じ、医療型障害児入所施設等においては、病院機能（診察・検査・治療等）が維持できなくなる。
- ・給食を提供する施設において、厨房施設（冷凍庫・冷蔵庫・食器洗浄機・食器乾燥機・換気扇等）が使用できなくなるため、入所者への食事の提供が困難となるとともに、食品の衛生管理に支障が生じる。
- ・冷房設備が使用できなくなるため、入所者に熱中症発生のおそれが生じる。
- ・受水槽のポンプ停止による断水、スプリンクラーの停止、放送設備や非常通報装置等が使用できないため、火災等の緊急時における安全管理に支障が生じる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・各施設に対し、計画停電に係る情報の把握方法等を周知し、自ら情報収集に努め、計画停電の発表を受けて速やかに対処できるよう注意喚起を図る。
- ・人工呼吸器や吸引器等を使用する利用者がいる施設に対し、自家発電機、充電式機器や予備バッテリー等の確保するよう依頼するとともに、医療機関や他施設との連携を強化するよう周知を図る。
- ・施設の特性や個々の利用者の状況に応じ、各施設が事前に検討すべき事項等や対処方法を周知し、各施設に対し不測の事態に備えた対応策の検討を促す。
（例）・エアコンの停止に伴う利用者の体調管理の徹底
 - ・エレベーターへの閉じ込み防止のための利用停止措置
 - ・給食提供施設における食材等の衛生管理の徹底 等

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・施設の特性や個々の利用者の状況に応じ、各施設における支障事例を具体的に想定し、事前の対応策を検討する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・計画停電に関する情報を周知し、不測の事態に対応するよう依頼する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・自家発電機、予備バッテリーの使用により電源を確保する。
- ・衣服の調整、水分の補給、清拭回数の増などの熱中症対策を実施する。
- ・停電時間帯におけるエレベーターの運行を停止する。
- ・停電時間帯を踏まえ調理時間を変更する。保冷用クーラーや氷の確保により食材の衛生管理を徹底する。
- ・医療行為を行う施設にあっては、停電時間帯における診療行為の中止や日程の調整を行う。

⑧教育関連施設（県立特別支援学校）（教育庁）

○想定される影響

- ・ 医療的ケア実施のための機器（たん吸引機、ネブライザー（吸入器）、酸素発生装置等）の機能停止により児童の身体に重大な危険が生じる。
- ・ 聴覚特別支援学校に設置されている緊急用文字表示システムの機能停止により、災害時の避難誘導に重大な支障が生じる。
- ・ 各階移動用エレベーターの機能停止により、肢体不自由を有する児童生徒の教室移動等に支障が生じる。
- ・ 給食設備の機能停止により、特に、流動食等の２次調理が必要となる給食を供給できなくなる。
- ・ 空調設備の機能停止により、体温調節が困難な児童生徒の身体に危険が生じる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 機器の予備バッテリーの準備を保護者に依頼
- ・ 機器等の機能停止といった緊急時の相談窓口（主治医や学校医等）を確認・周知
- ・ 停電時の機器等についての対応マニュアルを確認・周知
- ・ 市立特別支援学校が停電時に適切な対応が行えるよう、市教育委員会に対して、県の取組事項等を情報提供する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 予備のバッテリーを準備
- ・ 緊急時の相談窓口（主治医や学校医等）を確認

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 医療的ケア実施のための機器に不具合が生じないよう予備バッテリーの装着等を確実に実施する。
- ・ 児童生徒に負担が生じないよう配慮した内容の指導を行う（例：エレベーターの機能が停止した場合、肢体不自由を有する児童生徒について、教室移動の必要がない授業を行う）。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 弁当の持参等食事を確保

⑨県出先機関で生命、健康に影響がある業務の遂行

≫保健福祉(環境)事務所、保健環境研究所(保健医療介護部、環境部)

○想定される影響

- ・感染症、食中毒細菌、水質事故等検査において、検査に必要な検体や試薬等は冷(凍)蔵庫内に一定温度で保存、管理する必要があるが、停電により、規定温度での管理ができない場合、検査精度の維持が図れないことから、感染症や食中毒等の蔓延防止対策、水質事故対応等に影響がある。
- ・感染症、食中毒細菌、水質事故等検査は、電子機器により分析するが、機器が使用できない場合、検査が実施不能となるため、健康被害や事故発生時の原因究明が遅延する。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・停電時間と庫内の広さに応じた保冷剤等を確保する。(2～3 時間であれば、庫内温度は保持)
- ・検体を保存できる近隣の施設等のネットワークを確保する。(環境部)
- ・長時間の停電や緊急対応時に備え、予備電源の確保に努める。
- ・予備電源が確保できない場合は、計画停電区域外の保健福祉環境事務所での対応を検討する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・停電時間に応じ、保冷剤等または予備電源により、庫内温度を管理する。
- ・緊急的な対応を要する場合は、予備電源を使用する。
- ・予備電源が使用できない場合で、緊急的な対応が必要な場合には、計画停電区域外の検査可能な保健福祉環境事務所での検査を実施する。

≫児童相談所(福祉労働部)

○想定される影響

- ・電話が通じなくなることにより、県民からの児童虐待通告や相談業務に支障が生じる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・県民からの児童虐待に関する通告や児童に関する相談は児童相談所及び市町村双方で対応しているため、計画停電時間帯における虐待通告や電話相談についてはお住まいの市町村へお願いする旨、県 HP に情報を掲載する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・市町村に対し、計画停電時間帯における対応を依頼するとともに、虐待通告

等、緊急を要する相談があった場合の児童相談所への通報方法を協議する。

○停電時に実施が必要な事項

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・市町村で受けた児童虐待通告の児童相談所への連絡や県民からの相談のうち、児童相談所への協議が必要な事項については、直接、児童相談所へ来所するか、各児童相談所の公用携帯電話へ連絡してもらう。

≫食肉衛生検査所（保健医療介護部保健衛生課）

○想定される影響

- ・菌株、試薬等の冷蔵（冷凍）保存、培養のための温度管理や室温管理ができず、一部の検査業務が実施できないおそれがある。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・冷蔵庫や冷凍庫の温度上昇を抑制するための保冷剤等の確保する。
- ・計画停電が実施された場合、検査判定に遅延が生じることについて、と畜業者に対して周知する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・冷蔵庫や冷凍庫に保冷剤等を用いて温度上昇を抑制する。
- ・計画停電の実施について、と畜場へ速やかに周知する。

≫家畜保健衛生所（農林水産部）

○想定される影響

- ・細胞培養や試薬の保存のために必要な温度管理や湿度管理ができず、一部の検査業務が実施できないおそれがある。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・一時的な措置として、冷蔵庫や冷凍庫の温度上昇を抑制するための氷やドライアイスを確保する。
- ・毎日の計画停電に対応するには、自家発電装置の整備の検討を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・冷蔵庫や冷凍庫に氷やドライアイスを用いて温度上昇を抑制する。
- ・自家発電装置の整備追加。

イ ライフライン機能の確保

①水道施設（県土整備部水資源対策課水道整備室）

○想定される影響

- ・水道事業者において水道施設の稼働が停止するため、水道水の供給ができなくなり住民生活に多大な支障がでる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・水道事業者に対して、計画停電により断水のおそれがある給水区域の把握や自家発電設備及びその燃料の確保等について検討を進めるよう指示。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・計画停電により停止する水道施設の把握。
- ・断水のおそれがある給水区域の把握。
- ・自家発電設備及びその燃料の確保。
- ・医療機関等の把握と応援給水体制の確保。
- ・水道需用者に対する広報体制の整備。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・水道事業者に対して、自家発電設備等による対応を要請する。
- ・断水により応援給水が必要な水道事業者を把握し、県内の水道事業者等へ応援給水を要請する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・自家発電設備等による対応を実施する。
- ・給水区域の水道需用者に対して、停電による断水等の水道への影響を周知する広報を行う。
- ・断水による影響を把握し、必要に応じて応援給水の要請など給水体制の確保を行う。

②下水施設（建築都市部下水道課）

○想定される影響

- ・下水処理施設が停止し、処理水質の悪化や流入汚水の溢水が懸念される。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・非常用発電機を活用し下水道機能を確保するため、燃料を確保しておくとともに、試験運転を実施し、停電の際に支障なく運転できることを確認する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・緊急事態に備え、関係機関（関連市町村）との連絡体制を構築する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・非常用発電設備を運転し、下水処理機能の確保に努める。
- ・停電により支障が生じる機器については、可能な範囲であらかじめ停止しておく。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・緊急事態発生時、連絡体制に基づき関係機関と情報を共有し、不測の事態に備える。

③ごみ処理施設

○想定される影響

- ・一般ごみ焼却施設の停止による処理の滞り、処理費用の増加及び排ガス処理施設等の停止によるダイオキシン等の処理機能低下が生じる。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・施設を所有する地方公共団体へ計画停電に関して情報提供する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・焼却等のごみ処理施設においては、計画停電以外の時間帯での処理を実施する。

④産業廃棄物処理施設（環境部）

○想定される影響

- ・産業廃棄物の処理施設（水処理施設などの付属施設を含む）を停止させることにより、適切に運転管理ができなくなり、処理施設から未処理の廃液が排出されたり、処理施設自体から悪臭が発生したりして、周辺環境（住民）へ影響を与えるおそれがある。
- ・停電が長期間に及ぶ場合は、産業廃棄物が処理できずに多量保管されるおそれもある。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・事業者に対して、連続運転を行う必要がある施設については、計画停電時に別電源を確保するよう事前に指導しておく。
- ・別電源が確保できない場合は、事業者に対して停電時間がどれくらいまでなら施設の運転に支障がないかシミュレーションするよう指示する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・連続運転を行う必要がある施設について、停電に備えた別電源を確保する。
- ・停電時の処理施設の運転方法の検討
- ・別電源が確保できない場合は、どれだけの産業廃棄物を適正に処理できるかシミュレーションし、産業廃棄物の過大な受け入れを行わない。
- ・間欠運転が可能な事業者に対しては、停電に合わせた運転時間の調整を指示する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・業界団体に対して情報提供を行う。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・施設運営に支障のないよう、事前計画に基づき実施する。

ウ 交通インフラの維持

①交通安全施設（警察本部）

○想定される影響

- ・信号機の滅灯等交通安全施設への影響
- ・交通情報板及び車両感知器の機能停止
- ・管制センターの中央装置、中央表示板等の停止
- ・中央線変移システムの停止
- ・大型可変標識の動作の停止
- ・パーキング・メーターの停止

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・滅灯する信号機の電源を確保する可搬式発動発電機の運用
- ・信号機が滅灯した交差点を通過する場合の安全運転に関する事前広報
- ・大型可変標識の支柱に路側式標識を共架で設置
- ・パーキング・メーターの停止に関する事前広報

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・計画停電時におけるノーマイカーデーの促進・広報

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・信号機の滅灯対策として、警察官による交通整理の実施や自動起動式発電機

等により信号機を起動する。

- ・非常用電源でのバックアップを実施
- ・計画停電中に中央線を変移しない（交通渋滞、危険回避については、警察官による交通整理を行う必要がある。）
- ・パーキング・メーター管理委託業者の巡回による機器の点検等を行う。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・運転を自粛し、公共機関を利用する。
- ・警察官の手信号が行われている交差点では、警察官の指示に従い、交通安全に留意した運転に努める。

②道路施設（県土整備部道路維持課）

○想定される影響

- ・道路照明の消灯により、交差点やトンネル部等において、視認性の低下による交通事故の増加が懸念される。
- ・トンネル内のジェットファン停止により、自動車排気ガス等の滞留に伴う視認性の低下による交通事故の発生が懸念される。
- ・道路冠水箇所の排水ポンプの停止により、降雨時等に排水不能に伴う道路の通行止めが懸念される。
- ・道路情報板の停止により、山間部等において異常気象時や交通事故等が発生した場合、道路利用者への交通規制情報の早期周知が遅れる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・事前に主要交差点、トンネルの入口付近、道路冠水箇所等に徐行運転等を促す注意喚起の看板を設置する。
- ・ホームページ等で関係機関及び地元住民等へ事前に情報提供を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・主要交差点やトンネル等の停電の影響を受ける箇所において道路巡視の頻度を増やす。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・速度抑制により安全運転を行う。
- ・薄暮時に早めのライト点灯を行う。

③港湾施設（県土整備部港湾課）

○想定される影響

- ・港湾施設の冷凍コンテナ、上屋電動シャッター、可動橋、荷役機械等設備が停止すると、船舶の運航や港湾利用者の経済活動に支障が生じる。
- ・港湾施設の保安設備（警報機、臨港道路照明、振動センサー、監視カメラ等）が停止すると、港湾施設の安全性の確保が困難になる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・船舶の入出港は、港湾管理者、船舶代理店等からなるバース調整会議において決定するため、会議において調整を行う。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・寄港時間（入出港時間）の調整を求める。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・港湾利用企業、関係機関、関係市町村への周知を徹底し、港湾施設の利用時間の調整を行う。
- ・必要に応じて、船舶の入港を停止する。
- ・警備員による巡視体制を強化する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・港湾施設の利用時間の調整を求める。

エ 防災・警察

①福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（総務部防災危機管理局）

○想定される影響

- ・福岡県防災・行政情報通信ネットワークの無線中継局では計画停電が長期化した場合、非常用発電機の燃料が枯渇して給電が出来なくなり、通信設備が停止し、県防災連絡体制に支障を生じる。
- ・また、無線中継局は山間部の頂上付近にあるため、同時多発的に燃料が枯渇した場合、燃料の補給が困難である。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・非常用発電機の燃料タンクの残量の把握及び状況に応じて燃料の補給を行う。
また、無線端末局を設置している県出先機関、市町村等に対し、同様に対応を行うよう周知する。
- ・燃料供給先の確認を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・非常用発電機の燃料タンク残量確認及び燃料補給を行う。

②土木総合防災情報システム（県土整備部）

○想定される影響

- ・土木総合防災情報システムを停止した場合、水位計や監視カメラによる河川の状況把握、雨量計による降水量の情報収集ができなくなり、豪雨時の水防活動等に支障が生じる。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・想定外の事態に備え、システムが機能しなかった時に即座に原因調査等対応できるよう準備する。

③ダム（合所ダム）（農林水産部農山漁村振興課）

○想定される影響

- ・合所ダム（うきは市）において、洪水時に計画停電等によりゲート操作ができず、放水ができなくなるため、ダムが決壊し、下流域の民家等に災害が及ぶ恐れが生じる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・自家発電施設の点検を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・自家発電施設を稼働し対応する。
- ・自家発電運転時は監視員を常駐させる。

④通信指令（警察本部）

○想定される影響

- ・電力供給の停止に伴うシステムダウンにより、110番通報の無線指令及びパトカーの位置情報システム等すべてのシステムが使用不能になるとともに、無線の使用、110番通報の管理（適正な受理）等が困難になることから、警察官の現場派遣が大幅に遅れるなど、初動警察活動に多大な影響が出る。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・110番が繋がりにくくなることもあるので、急を要さない相談等は、管轄する警察署、交番等に直接通報することを事前広報する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・最寄りの警察署及び交番の連絡先等を確認しておく

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・警察本部と警察署の非常用電源及び発動発電機を稼働させ電源を確保する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・停電により、信号機が滅灯するなど交通事故の発生が増加することも予想されることから、不要な外出等を控える。

⑤捜査活動（警察本部）

○想定される影響

- ・ 停電により遺体保存庫の冷却機能が停止すれば、遺体の腐敗進行により、正確な検視、証拠収集が困難になるおそれがある。
- ・ 照会に関するシステムが停止すると、現場警察官の照会に回答できなくなるため、犯罪の抑止及び検挙活動に影響が出る。
- ・ 冷蔵庫等に保管を要する資料及び薬品等の変質が懸念される。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 非常用電源を確保する。
- ・ 冷蔵庫等内の温度を維持するための保冷剤等を準備する（各警察署において、氷等を準備する。）

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 非常用電源により運用する
- ・ 氷等により遺体保存庫を冷却し、遺体の腐敗進行を防ぐ
- ・ 保冷剤等を使用し、冷蔵（凍）庫内の温度管理を行うとともに、資料等の保管状況を記録する。

⑥留置施設（警察本部）

○想定される影響

- ・ 本部及び全警察署に発動発電機があり留置施設の非常用電源は確保されているが、明るさが通常よりも暗くなるため、被留置者に対する動静監視が極めて困難となる。また、警察施設内において寝食をしている被留置者について、糧食及び飲料水の確保が困難となるほか、水洗便所の使用に支障を来す。さらに、空調の停止による健康面への影響等が懸念される。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 装備資機材等の備蓄・配備
- ・ 発動発電機の燃料の備蓄
- ・ 延長コード、照明、懐中電灯の配備
- ・ 水（飲料用・水洗便所用）の備蓄用容器の配備
- ・ 非常時用糧食業者の複数選定
（被留置者の糧食及び照明関係器具等の予算措置が必要）

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 装備資機材等を活用した適正処遇
- ・ 発動発電機の活用
- ・ 延長コード、照明、懐中電灯の活用

- ・水（飲料用・水洗便所用）の備蓄
- ・非常時用糧食業者への依頼

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・非常時用糧食業者による糧食及び搬送手段の確保

⑦運転免許業務（警察本部）

○想定される影響

- ・各試験場の全ての免許業務及び警察署の免許業務等の停止

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・県警ホームページによる事前広報
- ・受付時間変更に伴う各業務の時間割の変更等

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・計画停電地区外の試験場における手続き、又は計画停電時間外における来場依頼

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・来場者に対する受付時間、講習内容等の変更に関する広報

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・受付時間及び講習内容等の変更

オ 産業活動関連

①産業活動一般（商工部）

○想定される影響

- ・ 停電により、操業停止や営業停止など県内企業に甚大な被害が発生する。停電が長引けば企業の売上や収益が減少し企業経営や雇用の喪失等大きな影響が想定される。

<例>

- ・ 製造業では工場ラインの停止による納期の遅れ、品質の悪化。またそれをカバーするためのコストの増加。
- ・ 小売業では冷蔵庫貯蔵物の温度変化による品質悪化等の影響。
- ・ サービス業では通信機器やＰＣ等が利用できず営業ができない等。
- ・ 金融機関の決済システムが使用できなくなることにより事業者の決済に影響。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 自家発電装置導入等に利用可能な県の融資制度（福岡県環境保全施設等整備資金融資制度、長期経営安定資金等）について広く周知する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 停電時対応方策の事前検討。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 停電が発生する場合は、迅速に県内企業に情報提供を行う。
- ・ 停電により大きな損害が発生した場合、中小企業振興センター、中小企業団体中央会、商工会議所・商工会の相談窓口で融資等の相談に応じる。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 事前に検討した停電時対応方策の実施。

②食品営業施設（保健医療介護部保健衛生課）

○想定される影響

- ・ 温度管理の必要な製造・加工及び保管に支障が生じることで、安全な食品の供給に支障が生じる恐れがある。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ どのくらいの時間までなら食品衛生上の支障が生じないかの検討の実施と支障が生じるおそれがある場合の対応方法の検討について依頼を行う。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ どのくらいの時間までなら食品衛生上の支障が生じないかの検討の実施と支障が生じるおそれがある場合の対応方法の検討についての依頼を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 停電予定時間を事業者団体に速やかに周知する
- ・ 開庁時間帯については、食品の安全性に関する問い合わせがあれば所管の保健福祉環境事務所で対応する。

③工業用水（企業局）

○想定される影響

- ・ 2時間程度の停電時間であれば、配水池の貯留水を利用して工業用水の供給は可能であるが、停電が長時間に及ぶ場合には、配水池の容量では不足する恐れがある。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 企業へ給水するため、配水池から電動による送水ポンプが必要な浄水場については、自家用発電機を準備する。
- ・ 停電時の対応について、受水企業の対応を確認する。
- ・ 計画停電実施予告時の企業への連絡要員等の体制整備を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・計画停電が実施される前に配水池を満水にする。
- ・送水ポンプ等、自家用発電機による運転の切り替えの作業を行う。

【関係機関、当事者に求める事項】

- ・受水企業は、自社貯水槽も活用する。

④野菜、果樹の選果・集出荷施設（農林水産部）

○想定される影響

- ・J A等が運営する野菜、果樹の選果・集出荷施設は、共同選果のため、停電になると荷受機や選果機が停止し全自動で行っている一連の選別作業ができないため、市場への出荷が遅れる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・計画停電による混乱を回避するよう、対応策をとりまとめ、J Aや生産者等に周知する。
- ・発電機導入のための融資について周知する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・自家発電機の導入について検討する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・J A等を通じて、対策を徹底する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・関係者（J Aや農家）が協議し、出荷時間や出荷方法を見直す。

⑤野菜等のハウス（農林水産部）

○想定される影響

- ・農家が所有する野菜等のハウスで自動制御による換気、灌水が行えなくなる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・停電時の対応策をとりまとめ、JA や生産者等へ周知する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・換気は、手動換気に切り替える準備を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・普及指導センター等を通じて、JA や生産者等に対応策を徹底する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・換気は手動換気に切り替える。
- ・事前に計画停電を考慮して、かん水時間を調整しておく。

⑥予冷施設（農林水産部）

○想定される影響

- ・予冷施設では、計画停電が長時間に及ぶ場合、青果物の品質が劣化する。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・品質低下を招かないよう、計画停電時の対応策をとりまとめ、JA や生産者等に周知する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・入口へのカーテン設置等により庫内温度の上昇抑制対策を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・普及指導センター等を通じて、JA や生産者等に対応策を徹底する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・収穫物を予冷库に入庫する際は、計画停電直前を避け、時間に余裕をもって収穫、入庫し、予冷効果が上がるようにする。
- ・停電中の予冷库の開閉は必要最小限にし、庫内の温度が上がらないようにする。

⑦穀類乾燥調製施設（農林水産部）

○想定される影響

- ・穀類乾燥調製施設では、計画停電により集荷時期が遅れ、適期に刈り入れができないため、品質が低下する。また、収穫後の乾燥中に停電となると商品価値のないヤケ米となる事故が発生する恐れがある。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・関係団体と連携し、最悪の事態を想定した対応策を取りまとめ、J Aや生産者等に周知する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・計画停電に基づいた乾燥調製施設の集荷計画の策定に際しては、集荷体制について停電エリア外の施設間との調整を図る。
- ・計画停電時に集荷計画がある乾燥調製施設は自家発電機を設置。
- ・収穫はできるだけ水分を落とし（24%以上）集荷を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・農林事務所や普及指導センターを通じて、J A等への対応策を徹底。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・自家発電機への切り替えがスムーズに行えるよう時間的余裕を持って稼働を始める。
- ・乾燥能力に応じ、計画停電時間を考慮した、計画的な収穫作業の実施。

⑧畜産施設（農林水産部）

○想定される影響

- ・ 畜産農家では、給餌機器や給水ポンプが稼働せず生産量や品質が低下する。
- ・ 送風機等の暑熱対策が行えず、飼料摂取量の低下による生産性等の影響が懸念される。
- ・ 浄化装置の施設停止による汚水処理能力の低下、食肉処理場の停電による出荷調整が懸念される。中でも酪農は、搾乳機器や冷却タンクの停止により、生乳生産が困難となる。養豚や養鶏は、ウィンドウレス舎が換気不足となり窒息する恐れがある。
- ・ 養鶏は、照明の消灯により生産量が低下する恐れがある。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 停電時の対応策をとりまとめ、農家へ周知する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 計画停電情報（停電時間）を把握し、施設機械に応じた適切な管理を行う。
- ・ 必要により自家発電機を準備する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 農林事務所を通じて、対応策を徹底する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 搾乳時間の変更や集乳時間の調整を図る。
- ・ 食肉処理場との調整により出荷時間を見直す。

⑨青果卸売市場（農林水産部）

○想定される影響

- ・ 生鮮食料品等の品質・鮮度を保持するための低温・冷蔵施設の使用が制限される。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 停電時の対応策をとりまとめ、関係機関（青果市場）への周知を図る。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 停電時に速やかに対応できるような事前準備を徹底する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 青果卸売市場に対し、指導を徹底する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 保冷効果を持続させるため、低温・冷蔵庫の使用を制限する。（扉の開閉を極力控え、温度の上昇を防ぐ。）

⑩魚市場（農林水産部水産振興課）

○想定される影響

- ・ 魚市場では、活魚飼育水槽への通気ができなくなるため、魚介類の活魚による取扱いが不可能となる。また、冷凍、保冷施設の使用が制限される。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 停電時の対応策をとりまとめ、関係機関（魚市場）への周知を図る。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 停電時に速やかに対応できるような事前準備を徹底する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 市場に対し、指導を徹底する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 活魚出荷体制を見直す。
- ・ 保冷効果を持続させるために、冷凍庫の使用を制限する。（扉の開閉を極力控え、温度の上昇を防ぐ。）

⑪漁業協同組合荷さばき施設（農林水産部）

○想定される影響

- ・ 漁業協同組合の荷さばき施設では、魚介類の陸揚げ時などに使用する氷が作れなくなるため、鮮度保持に支障が生じる。また、冷凍、保冷施設の使用が制限される。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 停電時の対応策をとりまとめ、関係機関（漁業協同組合）への周知を図る。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 停電時に速やかに対応できるような事前準備を徹底する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 漁業協同組合に対し、指導を徹底する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 停電前に製氷量を増やし、備蓄しておく。
- ・ 保冷効果を持続させるために、冷凍庫等の使用を制限する。（扉の開閉を極力控え、温度の上昇を防ぐ。）

カ 教育関連

①県立の教育関連施設（教育庁）

○想定される影響

- a 公共交通機関の運休等による児童生徒の登下校への影響
- b 専門高校等における工業実習など電力の使用なしには実施が困難な教育活動への影響
- c 農業高校等における栽培、飼育、バイオ施設内の生物の成長等への影響
- d 九州歴史資料館等における空調停止による収蔵品の劣化
- e 体育施設や社会教育施設等における利用者の安全確保や利便への影響
- f 学校給食提供施設の停止による給食供給への影響
- g 教員採用選考試験の実施が困難となるおそれ

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 時間割、休業日、登下校時間及び授業内容の変更等の周知（a・b）
- ・ 登下校時の安全確保に向けた児童生徒への指導（a）
- ・ 県民等への事前周知、予約団体への事前周知及び調整（e）
- ・ 簡易給食（パン等）の検討（f）
- ・ 受験者への事前周知（g）
- ・ 試験内容の変更・中止の検討（g）
- ・ 県として実施する事項のうち、市町村立学校に関連する内容については、市町村教育委員会に対して、情報提供する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ 停電時の収蔵に適する保存場所などの確保（d）
- ・ 県民等への事前周知、予約団体への事前周知及び調整（指定管理者）（e）
- ・ 停電の場合は、利用不可能な旨、利用者に向けに周知を図る（ホームページや施設に掲示）（e）

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 時間割、休業日、登下校時間及び授業内容の変更等で対応（a・b）
- ・ 登下校時の安全確保に向けた児童生徒への指導（a）
- ・ 非常用電源を利用できる施設は活用して、収蔵物の劣化を防ぐ対応を行う。
- ・ 施設の利用制限・閉館（e）(d)
- ・ 試験の一部変更、中止（g）
- ・ 県として実施する事項のうち、市町村立学校に関連する内容については、市町村教育委員会に対して、情報提供する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・非常用電源を利用できる施設は活用し、活用できない場合は収蔵に適した保存場所への移動等、収蔵物の劣化を防ぐ対応を行う（指定管理者）（d）
- ・施設の利用制限・閉館（指定管理者）（e）
- ・停電時は各利用者へ説明・対応する（e）
- ・弁当の持参等（f）

②職業能力開発施設（福祉労働部）

○想定される影響

- ・高等技術専門校等において、職業訓練に必要な照明や訓練機器（P Cや旋盤等）が使用できなくなり、職業訓練が実施困難となる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・訓練生に対し、停電によって訓練時間の変更や訓練の中止があり得ることを事前に周知する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・訓練生に対し、停電によって訓練時間の変更や訓練の中止があり得ることを事前に周知する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・訓練時間の変更や訓練の中止を行う。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・訓練時間の変更や訓練の中止を行う。

③文化・教育・社会教育施設（新社会推進部）

○想定される影響

- ・県民文化スポーツ課所管の貸館施設等において実施予定の各種催事（施設の自主事業含む）や行事、会議等のイベントの中止などの利用制限が必要になる。
- ・大規模停電の際、文化施設において、催事等の間に停電が発生した場合、利用者の安全確保などの必要性が生じる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・各施設において、利用者ごとの具体的な対応策や停電の周知の徹底を図り、停電の場合を想定した対応を図る。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・非常用電源など、自家発電施設等による対応が可能な施設については、燃料の確保を実施する。
- ・不測の事態が発生したときの対応について確認する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・貸館施設について、閉館や開館時間の制限等を判断し、その周知のために適切かつ迅速な情報提供を行う。
- ・文化施設について、電力需給逼迫により、計画停電の恐れがある場合には、閉館や催事の中止を判断し、適切な対応を行う。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・利用者に対し、貼り紙や事前連絡等により、速やかに適切な方法で告知をするとともに、誘導等安全対策の徹底を図るよう指導する。

④自然観察センター（環境部）

○想定される影響

- ・平尾台自然観察センターは、展示学習施設であり自然光が入らない構造の建物ということもあり、停電時の照明のない状況では、実質利用不可能となる。
- ・ハイビジョンシアターや展示学習用 OA 機器の利用もできなくなるとともに、エレベーター、自動ドア、冷房が停止するなど、利用者へのサービスが低下する。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・利用者向けに、「停電の場合は、利用不可能」な旨、県HP等で事前の周知を図る。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・利用者向けに、「停電の場合は、利用不可能」な旨、施設ホームページや建物への掲示により、事前の周知を図る。

○停電時に実施が必要な事項

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・停電時は、各利用者へ個別に説明・対応する。

キ 行政機能の維持

①各機関等での業務の遂行

≫総合庁舎一般（総務部）

○想定される影響

- ・施設管理上の影響として、電話（内線・外線）については、停電時間が2時間以内であれば、電話交換機のバッテリーで対応可能となっている。ただし、IP電話対応（田川、飯塚、八女、筑紫、福岡東）の庁舎については、ISDN回線への切り替え設定を行うが、1～2回線しかないため、電話が繋がりにくくなる。
- ・エレベーター、空調機、保安電源以外の照明灯、電子機器等は、使用できなくなり、業務の実施や外来者の応対に支障が生じることとなる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・IP電話対応庁舎で電話が繋がりにくくなることや、エレベーター、空調機等の停止が有る旨を事前に掲示等により周知する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・上水及び中水高架水槽については、停電時間前に高架水槽に水を補充。
- ・エレベーター、自動ドアは閉じこめ事故等の予防のため、停電前に停止や開放を行っておく。

≫総合庁舎等での相談業務等（総務部県民情報広報課）

○想定される影響

- ・県民相談業務について、北九州県民情報コーナー（小倉総合庁舎）及び総合相談窓口（県内9か所の保健福祉（環境）事務所）での電話による相談業務に支障が生じる。
- ・FAXによる公文書開示請求ができない。
- ・写しの交付に開示請求業務を行うに当たり、コピー機が使えない。
- ・行政資料の情報提供業務について、北九州、久留米、筑豊、京築の4県民情報コーナーにおいて、行政資料のコピーの要望等に対応できない。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・停電時間中は、県民相談の電話が通じない旨、事前に県民に周知を図る。（総合庁舎については停電が2時間以内であれば対応可能）
- ・停電時間中は、各県民情報コーナーでのコピー対応等ができない旨を事前の掲示等により周知する。

≫吉塚合同庁舎（総務部）

○想定される影響

- ・施設管理上の影響としては、非常用発電機の対象となっていない照明（保安用照明以外の照明）、空調、地下駐車場監視モニター、上中水用ポンプ等が使用できなくなり、適切な施設管理ができなくなる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・事前に庁内放送や掲示等により、停止する設備等について周知する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・上水及び中水高架水槽については、停電時間前に高架水槽に水を補充する。
- ・エレベーター、自動ドアは閉じこめ事故等の予防のため、停電前に停止や開放を行っておく。

≫県税事務所（総務部税務課、財産活用課）

○想定される影響

- ・電話が不通となれば、県民からの納税相談等に対応できなくなる。
- ・室内の照明が消え来所者の申請等の記入に支障が生じる可能性がある。
- ・主な業務は電算システムで行なっていることから、同システムが稼働しなければ、県民からの納税相談等に対応できない。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・県民の方への周知（HP等）
- ・懐中電灯等、一時的な照明確保に努める。
- ・停電中も使用できる電話を確認しておく。
- ・当日の来所が判明している来所者には、予め日程変更等の連絡を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・来所者等への対応を行う。
- ・停電前に税務システムを終了させる。

≫パスポートセンター（新社会推進部）

○想定される影響

- ・パスポートセンターにおいて、旅券の申請受付、交付、作成等の旅券発券業務については、住基ネット、交付端末、作成機、電動保管庫等の機器利用が不可欠であり、その機器等が使用できない状況では、施設を閉所し、発給業務を停止せざるを得ない。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ホームページでの呼びかけを行う。（旅券申請のピークとなる夏休み前の申請、受付・交付時間の事前確認）
- ・申請者への計画停電による施設閉所の案内の徹底を行う。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・ホームページ等による受付・交付時間の事前確認
- ・早い時期での旅券申請

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ホームページへの掲載、センター入口の貼り紙による周知、電話による問い合わせ対応により、県民への施設閉所時間の広報・周知

- ・計画停電が決定した場合、停電時間までに発給業務及び機器等の終了処理が完了し、センター内に来訪者が残らないようにするため、早めに施設を閉所し、受付を停止する。
- ・センター入口に施設閉所中及び業務再開時間の案内を掲示する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・事前の受付・交付時間の確認。
- ・停電による業務停止への理解と協力。

②各機関におけ業務システム

≫財務会計システム事務処理（会計管理局会計課、総務部総務事務センター）

○想定される影響

- ・停電対象区域の庁舎（大規模停電時は、本庁及び出先機関）におけるパソコン、コピー機、FAXが使用不能となり、電話機のみしか使用できないため、財務会計システムにおける公金取扱に支障が生じる恐れがある。

○停電に備えて実施が必要な事項

（計画停電時）

【県として実施する事項】

- ・各所属の取引店舗が、停電対象区域となった場合、末端機械の稼動予定及び対応策について指定金融機関と協議しておくこと

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・事前公表される実施範囲、時間帯等に留意し、計画停電の対象時間外に財務会計システムを利用すること等を、各所属に周知しておくこと

（大規模停電時）

【県として実施する事項】

- ・財務会計システムによる公金取扱に支障が生じた場合の対応策を指定金融機関と協議しておくこと

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・財務会計システムによる公金取扱に支障が生じた場合の会計事務処理について、各所属に周知しておくこと
- ・各所属においては、支払日の3営業日前までに支払決定処理をしておくこと

○停電時に実施が必要な事項

(計画停電時)

【県として実施する事項】

- ・停電が長時間となり財務会計システムによる公金取扱に支障が生じる恐れがある場合には、福岡県公金取扱システムトラブル対策本部設置要綱に基づき対策本部を設置し、各所属に指示をする。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・事前公表される実施範囲、時間帯等に留意し、計画停電の対象時間外に財務会計システムを利用する。
- ・対策本部が設置された場合、指示に基づき設置要綱中「大規模停電時等の作業手順」に基づき、会計事務処理を行う。

(大規模停電時)

【県として実施する事項】

- ・財務会計システムによる公金取扱に支障が生じる恐れがある場合には、福岡県公金取扱システムトラブル対策本部設置要綱に基づき対策本部を設置し、各所属に指示をする。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・対策本部の指示により、設置要綱中「大規模停電時等の作業手順」に基づき、会計事務処理を行う。

≫税務システム等（総務部税務課）

○想定される影響

- ・県税事務所において、税務システム、電子申告システムが使用できない。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・各県税事務所へ停電前・停電時の対応を通知する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・納付書、納税証明書等の手書き対応
- ・停電前に税務システムを終了させる。

≫庁内ネットワーク等（総務部）

○想定される影響

- ・庁舎内のパソコン及びネットワークが利用できなくなる。
- ・情報システムのうち、機器が執務室内に設置されたものは、停電により利用不能となる。

※データセンター又はシステム管理課電算室内に設置された情報システムは影響なし

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・停電に備え、業務スケジュールを点検し、重要性、緊急性に応じて、停電前にパソコン、情報システムによる処理を完了するなど、検討する。
- ・システム管理課電算室に設置しているシステムについては、無停電電源装置の稼動に問題ないか事前に確認を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・各課において、執務室内に設置している情報システムを正常終了させる。
- ・緊急的な対応が必要な場合は、計画停電区域外の所属へ行き、その所属のパソコンを利用して事務処理を行う。
- ・本庁においては、情報コンセントにパソコンを直接つないで、事務処理を行う。

（注）県本庁舎については計画停電の緩和措置の対象となっている。

≫住民基本台帳システム（企画・地域振興部市町村支援課）

○想定される影響

- ・計画停電の際には住基の県サーバを事前に停止させ、非常用電源が作動してから改めて起動する必要がある。
- ・この再起動までの間は、県においては、県税事務所、パスポートセンター等で、全ての検索事務を行うことができない。市町村においては、自団体住民の情報を県及び全国サーバに反映させることができない。また、他団体住民に関する情報の検索及び住民票の広域交付を行うことができない。
- ・なお、県サーバを事前に停止させる余裕がないまま停電した場合、無停電電源装置が起動することとなるが、一定時間経過によりシャットダウンが始まるため、非常用電源の作動までにそれ以上の時間がかかった場合は、一時的に県サーバは停止状態となる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・自家発電設備への切り替えの際に発生する瞬断に備えて、県サーバの無停電電源装置の稼働に問題がないか、保守事業者と事前確認を行う。
- ・県本庁舎が計画停電区域となった場合の事務の取扱いについて、県内市町村に通知する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・県サーバが停止する場合、県庁内利用所属に連絡を行い、検索事務を行えない旨、周知する。
- ・県内市町村へ連絡を行い、利用できない事務（県サーバを介する事務）を周知する。
- ・非常用電源により、直ちに電算室の電源を復旧させる。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・万一、県サーバが停止した場合、市町村は、提供できないサービスについて、住民へ周知・説明を行う。

≫電子入札システム（農林水産部、建築都市部）

○想定される影響

- ・開札作業は予め決定している日時に実施しなければならないが、電子入札システムが停止した場合、その時間帯に開札を予定していた案件の開札が予定どおり執行できない事態が想定される。
- ・県の電子入札システムは稼働していても、停電区域の入札参加業者が電子入札できない事態も想定される。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・計画停電が実施された場合の対応について、入札参加業者に対し予め周知を行う。
- ・日時に余裕を持って電子入札を行っていただくよう、入札参加業者に対し予め協力要請を行う。
- ・前日夕方までの計画停電情報に基づき、必要に応じ開札日時を繰り下げ、修正公告を行い、併せて入札参加業者への連絡を行う。

【関係機関、当事者における留意事項】

（入札参加業者）

- ・計画停電情報を注視し、必要に応じ、日時に余裕を持って電子入札を行う。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・計画停電に伴い紙入札方式移行申請書が提出された場合には、紙入札併用にて入札執行する。
- ・開札日時の繰り下げを行った場合には、通電後、その日時に開札手続きを行う。

【関係機関、当事者における留意事項】

（入札参加業者）

- ・予め電子入札が完了していなかった場合には、紙入札方式移行申請書を提出の上、紙入札を行う。
- ・開札日時の繰り下げが行われた場合には、通電後、その日時までに電子入札を行う。

≫業務処理システム（県土整備部企画交通課）

○想定される影響

- ・業務処理システム（土木情報システム、設計積算システム、電子入札システム等）が運用できず、公共工事に係る発注、入札、契約事務に支障が生じる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・計画停電の日程を考慮し、入札等のスケジュールを立てる。
- ・紙入札に対応出来るよう準備を行う。
- ・システム停止に伴う業務の遅延を補うため、業務処理システム運用時間の延長を行う。
- ・上記について各出先機関に通知する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・入札参加業者は、計画停電期間中の県の対応状況を確認する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・計画停電で電子入札を行えない業者には紙入札で対応する。
- ・やむを得ずシステム停止中に入札を行う必要があるものは、紙で入札を実施し、その旨、入札参加事業者に連絡する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・計画停電により電子入札を利用できない場合、紙で入札を行う。

≫教務支援システム（教育庁）

○想定される影響

- ・システムに係るサーバを高校に設置していることから、計画停電時間中、システムを使用することができない。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・事業者に対して、計画停電時にサーバ設置校にS Eを派遣して、停電前の正常終了及び停電後の起動を行うよう依頼する。
- ・事業者に対して、停電時にサーバ設置校にS Eの派遣ができない場合においても、無停電電源装置により正常終了することを確認する。
- ・システム導入校に対して計画停電前に関係するパソコンを正常終了させることを指示する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・システム導入校は、関係職員に対して、計画停電前に関係パソコンを正常終

了させることを周知する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・事業者に対して、計画停電に対し、適切に対応しているかどうか確認する。

≫校務用ネットワーク（教育庁）

○想定される影響

- ・計画停電対象校は、停電期間中は利用不可となる。
- ・計画停電対象校以外は、データセンターが計画停電区域となった場合でも、通常通り利用可能である。（データセンターは非常停電設備を有しており、停電時もシステムは稼働できるため。）

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・事業者に対して、計画停電時の影響を確認する。
- ・県立学校に対して、計画停電前に関係するパソコンについて正常終了させることを指示する。

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・学校は、関係職員に対して、計画停電前に関係するパソコンについて正常終了させることを周知する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・事業者に対して、計画停電に対して適切に対応しているか確認する。

≫人事給与システム（教育庁）

○想定される影響

- ・停電区域内の所属においては、人事給与システムを利用することができず、給与支給業務に支障が生じる恐れがある。

○停電時に実施が必要な事項

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・停電時に緊急に人給システム（データセンターにサーバ有）を利用しなければならない場合は、停電区域外の所属で入力を行ってもらう。

≫情報管理システム（警察本部）

○想定される影響

- ・庁内等で使用されているパソコンが使用できなくなるため、事務処理等に支障が生じる。
- ・情報管理システム等が停止した場合、各種業務システムが使用できなくなるため、警察業務等への影響が予想される。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・計画停電中における情報管理システム等の運用方針の決定
- ・非常用発動発電機で使用する燃料の供給手段の確保
- ・執務室内の非常用コンセントの設置場所、通電状況の確認
- ・計画停電中におけるパソコン等の取り扱い方法の職員等への周知
- ・業務システム等を停止する場合の代替手段、対応方法の検討

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・計画停電により予想される業務等への影響についての事前通知

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・情報管理システム等を停止する場合の事前通知
- ・情報管理システム等のバックアップ状況の確認
- ・非常用発動発電機等の燃料備蓄状況の確認
- ・執務室内の非常用コンセントの点検確認

【関係機関、当事者における留意事項】

- ・計画停電により発生する具体的な影響等についての周知

③各種測定機器等への影響

≫環境放射能水準調査（モニタリングポスト）（環境部環境保全課）

○想定される影響

- ・ 24 時間実施している空間放射線量の測定ができなくなる上、停電期間中のデータが欠測となる。
- ・ データ収集サーバが停止した場合は、県民に対する情報提供（ホームページ）に支障が生じる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 県庁環境保全課及び保健環境研究所において、停電時の空間放射線量を監視する要員を定める。
- ・ 停電時の測定データの取扱方法を決定する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 県データ収集システム及びインターネットを活用して、県庁環境保全課及び保健環境研究所職員が、計画停電区域外のモニタリングポスト測定結果（他県分を含む）を監視し、空間放射線量の変動を把握する。
- ・ データ収集サーバが復旧した後、測定データを再収集し、データを公表する。

≫放射能水準調査（ゲルマニウム半導体核種分析）（環境部環境保全課）

○想定される影響

- ・ 毎日実施している大気浮遊じん等の放射能調査ができなくなる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 放射能調査に支障が生じないよう、保健環境研究所（分析機関）で停電時の調査計画を調整する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 停電時間帯に、ゲルマニウム半導体による分析を行わないよう調査計画を調整する。（保健環境研究所）

≫大気汚染常時監視システム（環境部環境保全課）

○想定される影響

- ・大気測定器が停止した場合、データが欠測となる。
- ・データ収集システムが停止した場合、光化学オキシダント等の県民に対する情報提供に支障が生じる。
- ・停電終了後、データ収集システムが自動復旧できない場合が想定される。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・県民への情報提供が停止することを防止するため、保健環境研究所でデータ収集システムに別電源を確保する。
- ・県庁環境保全課及び保健環境研究所において、停電時の大気汚染状況を監視する要員を定める。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・保健環境研究所が停電した場合、事前に確保した別電源により、データ収集システムを維持する。
- ・県データ収集システム及びインターネットを活用して、県庁環境保全課及び保健環境研究所職員が、計画停電区域外の大気測定器の測定結果（他県分を含む）を監視し、大気汚染の状況を把握する。
- ・緊急時、必要に応じて、停止した測定器の近隣に大気環境測定車を配備し、測定を行う。

≫航空機騒音常時監視機器（環境部環境保全課）

○想定される影響

- ・停電期間中のデータが欠測となる。
- ・停電により停止した機器の自動復旧ができない。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・データ評価方法について、事前に決定する。
- ・停電終了後の機器復旧方法について、機器メンテナンス業者に指示する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 停電時のデータは欠測となるが、停電解除後、事前に決定した方法によりデータ評価を行い、影響を極力少なくする。
- ・ 必要に応じ、機器メンテナンス業者に機器復旧等を指示する。

≫有害大気汚染物質調査（環境部環境保全課）

○想定される影響

- ・ 停電期間中に有害大気汚染物質の分析ができない。
- ・ 停電により停止した分析機器の復旧に時間がかかる。

○停電に備えて実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 有害大気汚染物質の分析に支障が出ないよう、保健環境研究所（分析機関）で、停電時の調査計画を調整する。

○停電時に実施が必要な事項

【県として実施する事項】

- ・ 停電時間帯に、有害大気汚染物質の分析を行わないよう調査計画を調整する。（保健環境研究所）

本資料（福岡県大規模停電・計画停電マニュアル）に関する問い合わせ先

福岡県緊急節電対策本部事務局

（福岡県 企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室）

電話 ０９２－６４３－３１４８

福岡県大規模停電・
計画停電対応マニュアル
【資料編】

福岡県緊急節電対策本部

平成 24 年 6 月 28 日

【連絡体制】

別表 1 九州経済産業局、九州電力及び庁内（秘書室等）連絡体制	1
別表 2 九州電力との情報連絡表（添付せず）	
別表 3 エネルギー政策室及び部次長等緊急時連絡先（添付せず）	
別表 4 エネルギー政策室の休日・夜間における庁内連絡体制	2
別表 5 エネルギー政策室から各部への連絡先（添付せず）	
別表 6 エネルギー政策室から各市町村への連絡先（添付せず）	
別表 7 各部から関係機関等への連絡体制（添付せず）	
別表 8 配備要員一覧（添付せず）	

【様式】

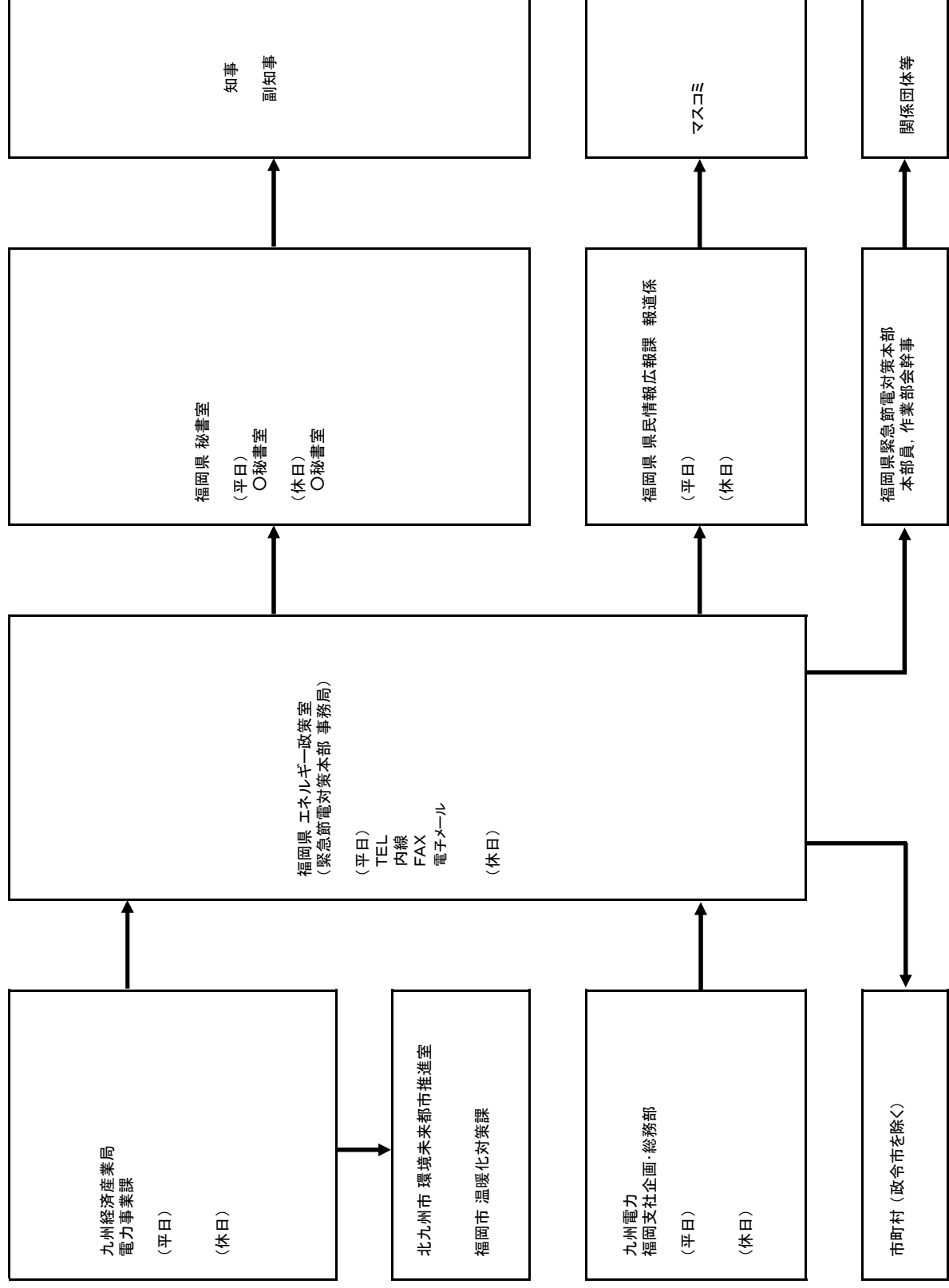
様式 1 エネルギー政策室から市町村：発電設備に障害発生、需給ひっ迫時除く	3
様式 2 エネルギー政策室から市町村：翌週に需給がひっ迫する可能性がある場合 ..	4
様式 3－1 事務局から市町村：需給ひっ迫警報発令時、前日・当日	5
様式 3－2 防災危機管理局から市町村：需給ひっ迫警報発令時、前日・当日	6
様式 4－1 事務局から市町村：発電設備に障害発生、需給ひっ迫警報発令時	7
様式 4－2 防災危機管理局から市町村：発電設備に障害発生、需給ひっ迫警報	8
様式 5－1 事務局から市町村：需給ひっ迫警報発令解除	9
様式 5－2 防災危機管理局から市町村：需給ひっ迫警報発令解除	10
様式 6 事務局から市町村：計画停電が実施される場合、前日・当日	11
様式 7 事務局から市町村：計画停電が実施されない場合	12
様式 8 事務局から市町村：大規模停電が発生した場合	13
様式 9 事務局から各部：計画停電・大規模停電の場合の被害把握	14
様式 10 事務局から市町村：計画停電・大規模停電の場合の被害把握	15
様式 11 多言語での情報提供定型文	16
様式 12 停電時の注意事項について	18
様式 13 被害概況報告書	20

【参考資料】

資料 1 福岡県緊急節電対策本部設置要綱	28
資料 2 福岡県緊急節電対策本部作業部会設置要領	30
資料 3 福岡県停電対策本部設置要綱	32
資料 4 九州電力の発電設備の概要	34

九州経済産業局、九州電力及び市内(秘書室等)連絡体制

* 連絡先、氏名等除く

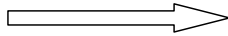


別表 4

エネルギー政策室の休日・夜間における庁内連絡体制

○フェーズ1（国、九電から県への連絡）

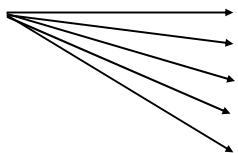
九州経済産業局
九州電力



1	企画監
2	総括調整班長
3	室 長

○フェーズ2（国、九電から連絡を受けたものがエネ室のメンバーに連絡）

フェーズ1の受け手



1	室 長
2	企画監
3	総括調整班長
4	担当者 1
5	担当者 2

○フェーズ3（エネ室の各メンバーから庁内各部等に連絡）

*番号の若いものが主な担当者となる。（フェーズ1の受け手が指示）

**担当となったものが右の各部等に連絡する。

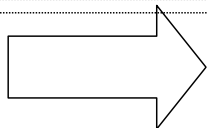
1	室 長
2	企画監
3	総括調整班長

a	企画・地域振興部長
b	企画・地域振興部次長
c	総合政策課長

1	総括調整班長
2	担当者 1
3	担当者 2

a	秘書室
b	県民情報広報課
c	防災企画課

1	担当者 1
2	担当者 2
3	総括調整班長



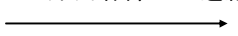
a	行政経営企画課
b	総合政策課（総務係）
c	社会活動推進課
d	保健医療介護総務課
e	福祉総務課
f	環境政策課
g	環境保全課

1	担当者 2
2	総括調整班長
3	担当者 1

a	商工政策課
b	農林水産政策課
c	県土整備総務課
d	建築都市総務課
e	会計管理局会計課
f	企業局管理課
g	教育庁総務課
h	警察本部総務課

○フェーズ4（フェーズ3の庁内各部への連絡結果を取りまとめ者に報告）

フェーズ3の各連絡者



フェーズ1の受け手

* 会計管理局会計課はレベル3の場合に連絡

様式1（エネルギー政策室から市町村：発電設備に障害発生、需給ひっ迫警報発令時除く）

公印省略

平成24年 月 日

各市町村長殿
(エネルギー・環境担当課)

福岡県緊急節電対策本部事務局
(総合政策課エネルギー政策室)

〇〇発電所の運転停止について（情報提供）

このことについて、九州電力株式会社より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

なお、今回の運転停止に伴う電力の供給支障は、発生していないとの報告を受けております。

【問い合わせ先】

福岡県緊急節電対策本部 事務局

(企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室)

TEL 092-643-3148

FAX 092-643-3160

Mail energy@pref.fukuoka.lg.jp

様式2（エネルギー政策室から市町村：翌週に需給がひっ迫する可能性がある場合）

公印省略

平成24年 月 日

各市町村長殿
(エネルギー・環境担当課)

福岡県緊急節電対策本部事務局
(総合政策課エネルギー政策室)

来週（○月○日から○月○日）の電力需給見通しについて（情報提供）

このことについて、九州電力株式会社より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

○月○日については、【やや厳しい・厳しい・大変厳しい】（*注：どれか選択、括弧は消す）需給状況となる見通しですので、引き続き一層の節電への取組をお願いいたします。

【問い合わせ先】

福岡県緊急節電対策本部 事務局

(企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室)

TEL 092-643-3148

FAX 092-643-3160

Mail energy@pref.fukuoka.lg.jp

様式 3-1 (事務局から市町村：需給ひっ迫警報発令時、前日・当日)

公印省略

平成 24 年 月 日

各市町村長殿
(エネルギー・環境担当課)

福岡県緊急節電対策本部事務局
(総合政策課エネルギー政策室)

「需給ひっ迫警報 (〇月〇日)」の発令 (【第一報・続報】) について

このことについて、九州経済産業局より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

九州電力の【明日・本日】の需給見通しは、供給力〇,〇〇〇k W、最大需要〇,〇〇〇万k W (〇時から〇時)、予備率は【プラス・マイナス】(どちらか選択、括弧は消す) 〇%となり、需給状況は大変厳しくなると見込まれています。

各市町村におかれましては、住民・関係団体等への周知並びにより徹底した節電の取組をお願いいたします。

【問い合わせ先】

福岡県緊急節電対策本部 事務局

(企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室)

TEL 092-643-3148

FAX 092-643-3160

Mail energy@pref.fukuoka.lg.jp

様式 3 - 2 (防災危機管理局から市町村：需給ひっ迫警報発令時、前日・当日)

公印省略

平成 2 4 年 月 日

各市町村長殿
各消防本部（局）長殿
（防災担当課）

福岡県総務部防災危機管理局
防災企画課長

「需給ひっ迫警報（〇月〇日）」の発令（【第一報・続報】）について

このことについて、九州経済産業局より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

九州電力の【明日・本日】の需給見通しは、供給力〇,〇〇〇 k W、最大需要〇,〇〇〇万 k W（〇時から〇時）、予備率は【プラス・マイナス】（どちらか選択、括弧は消す）〇％となり、需給状況は大変厳しくなると見込まれています。

各市町村におかれましては、住民・関係団体等への周知並びにより徹底した節電の取組をお願いいたします。

【問い合わせ先】

福岡県総務部危機管理局
防災企画課

TEL 092-643-3123

防災・行政 FAX 78-700-7390

Mail bouki@pref.fukuoka.lg.jp

様式 4－1（事務局から市町村：発電設備に障害発生、需給ひっ迫警報発令時）

公印省略

平成 24 年 月 日

各市町村長殿
（エネルギー・環境担当課）

福岡県緊急節電対策本部事務局
（総合政策課エネルギー政策室）

〇〇発電所の運転停止と需給ひっ迫警報の発令について

このことについて、九州電力より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

〇〇発電所の運転停止に伴い、**本日**の需給見通しは、供給力〇,〇〇〇kW、最大需要〇,〇〇〇万kW（〇時から〇時）、予備率は【プラス・マイナス】（どちらか選択、括弧は消す）〇%となり、需給状況は大変厳しくなると見込まれています。

各市町村におかれましては、住民・関係団体等への周知並びにより徹底した節電の取組をお願いいたします。

【問い合わせ先】

福岡県緊急節電対策本部 事務局

（企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室）

TEL 092-643-3148

FAX 092-643-3160

Mail energy@pref.fukuoka.lg.jp

様式 4－2（防災危機管理局から市町村：発電設備に障害発生、需給ひっ迫警報発令時）

公印省略

平成 24 年 月 日

各市町村長殿
各消防本部（局）長殿
（防災担当課）

福岡県総務部防災危機管理局
防災企画課長

〇〇発電所の運転停止と需給ひっ迫警報の発令について

このことについて、九州電力より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

〇〇発電所の運転停止に伴い、**本日**の需給見通しは、供給力〇,〇〇〇kW、最大需要〇,〇〇〇万kW（〇時から〇時）、予備率は【プラス・マイナス】（どちらか選択、括弧は消す）〇%となり、需給状況は大変厳しくなると見込まれています。

各市町村におかれましては、住民・関係団体等への周知並びにより徹底した節電の取組をお願いいたします。

【問い合わせ先】

福岡県総務部危機管理局

防災企画課

TEL 092-643-3123

防災・行政 FAX 78-700-7390

Mail bouki@pref.fukuoka.lg.jp

様式 5－1（事務局から市町村：需給ひっ迫警報発令解除）

公印省略

平成 24 年 月 日

各市町村長殿
(エネルギー・環境担当課)

福岡県緊急節電対策本部事務局
(総合政策課エネルギー政策室)

需給ひっ迫警報の発令解除について

このことについて、九州経済産業局より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

需給ひっ迫警報の発令については、解除されました。各市町村におかれましては、住民・関係団体等への周知等をお願いいたします。

【問い合わせ先】

福岡県緊急節電対策本部 事務局

(企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室)

TEL 092-643-3148

FAX 092-643-3160

Mail energy@pref.fukuoka.lg.jp

様式 5－2（防災危機管理局から市町村：需給ひっ迫警報発令解除）

公印省略

平成 24 年 月 日

各市町村長殿
各消防本部（局）長殿
（防災担当課）

福岡県総務部防災危機管理局
防災企画課長

需給ひっ迫警報の発令解除について

このことについて、九州経済産業局より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

需給ひっ迫警報の発令については、解除されました。各市町村におかれましては、住民・関係団体等への周知等をお願いいたします。

【問い合わせ先】

福岡県総務部危機管理局

防災企画課

TEL 092-643-3123

防災・行政 FAX 78-700-7390

Mail bouki@pref.fukuoka.lg.jp

様式6（事務局から市町村：計画停電が実施される場合、前日・当日）

公印省略

平成24年 月 日

各市町村長 殿

各消防本部（局）長 殿

福岡県停電対策本部事務局

計画停電の【実施見込み・実施】について

このことについて、九州電力より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

電力需給のひっ迫に伴い、【明日・今日】（○月○日）、【計画停電の実施が予定されてい・計画停電が実施され】ますので、各市町村におかれましては、【住民、関係団体等への周知により徹底した節電の取組・住民等への確実な情報伝達】をお願いいたします。

記

（1）計画停電【実施予定・実施】日 平成24年 月 日

（2）実施時間及び対象サブグループ名

計画停電実施時間帯	サブグループ名

【問い合わせ先】

福岡県停電対策本部 事務局

（企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室）

TEL 092-643-3148 FAX 092-643-3160

Mail energy@pref.fukuoka.lg.jp

（総務部危機管理局防災企画課）

TEL 092-643-3123 防災・行政 FAX 78-700-7390

Mail bouki@pref.fukuoka.lg.jp

様式 7（事務局から市町村：計画停電が実施されない場合）

公印省略

平成 24 年 月 日

各市町村長 殿
各消防本部（局）長 殿

福岡県停電対策本部事務局

計画停電の中止について

このことについて、九州電力より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

○月○日、計画停電が実施される予定でしたが、下記の時間帯において、中止されることとなりました。

各市町村におかれましては、住民等への確実な情報伝達をお願いします。

記

（1）中止された時間帯及び対象サブグループ名

計画停電中止時間帯	サブグループ名

【問い合わせ先】

福岡県停電対策本部 事務局
（企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室）
TEL 092-643-3148 FAX 092-643-3160
Mail energy@pref.fukuoka.lg.jp
（総務部危機管理局防災企画課）
TEL 092-643-3123 防災・行政 FAX 78-700-7390
Mail bouki@pref.fukuoka.lg.jp

様式 8（事務局から市町村：大規模停電が発生した場合）

公印省略

平成 2 4 年 月 日

各市町村長 殿

各消防本部（局）長 殿

福岡県停電対策本部事務局

大規模停電の発生について

このことについて、九州電力より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

現在、〇〇〇（発生理由を記載）に伴い、〇〇〇（発生地域を記載）において停電が発生しております。

各市町村におかれましては、被害軽減のための対応等をお願いします。

記

- （１）発生地域：〇〇、△△、□□
- （２）発生理由：〇〇〇〇
- （３）復旧見込み：〇〇時頃の復旧を予定

【問い合わせ先】

福岡県停電対策本部 事務局

（企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室）

TEL 092-643-3148 FAX 092-643-3160

Mail energy@pref.fukuoka.lg.jp

（総務部危機管理局防災企画課）

TEL 092-643-3123 防災・行政 FAX 78-700-7390

Mail bouki@pref.fukuoka.lg.jp

様式9（事務局から各部：計画停電・大規模停電の場合の被害把握）

平成24年 月 日

福岡県停電対策本部員殿

（各部長、企業局長、教育長、警察本部長）

福岡県停電対策本部事務局

【計画停電の実施・大規模停電の発生】に伴う被害把握について（依頼）

このことについて、【本日・現在】、【計画停電が実施され・大規模停電が発生してい】ますので、各部所管事業及び関係機関当に係る被害状況について、別紙様式により報告願います。

記

- （1）報告時期：【9時（大規模停電時のみ）】、12時、15時、18時
- （2）報告様式：別紙、様式13により報告
- （3）報告の終了：停電対策本部事務局による報告終了の要請まで
（報告終了の要請があるまで、前回報告から変更がない場合にも報告を継続すること）
- （4）その他：直ちに対応が必要な事案等については、報告時期や報告様式によらず、直ちに報告（様式任意）すること。

【問い合わせ先】

福岡県停電対策本部 事務局

（企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室）

TEL 092-643-3148

FAX 092-643-3160

Mail energy@pref.fukuoka.lg.jp

様式 10（事務局から市町村：計画停電・大規模停電の場合の被害把握）

公印省略

平成 24 年 月 日

各市町村長殿

各消防本部（局）長殿

福岡県停電対策本部事務局

【計画停電の実施・大規模停電の発生】に伴う被害把握について（依頼）

このことについて、【本日・現在】、【計画停電が実施され・大規模停電が発生してい】ますので、関係市町村におかれましては、別紙様式により F A X にて被害状況の把握と報告をお願いします。

記

- （１）報告対象市町村：【計画停電が実施された・停電が発生している】市町村
- （２）報告時期：９時（大規模停電時のみ）１２時、１５時、１８時
- （３）報告様式：別紙、様式 13 により報告
- （４）報告の終了：停電対策本部事務局による報告終了の要請まで
（報告終了の要請があるまで、前回報告から変更がない場合にも報告を継続すること）
- （５）その他：直ちに対応が必要な事案等については、報告時期や報告様式によらず、直ちに報告（様式任意）のこと。

【問い合わせ先】

福岡県緊急節電対策本部 事務局

（総務部危機管理局防災企画課）

TEL 092-643-3123

防災・行政 FAX 78-700-7390

Mail bouki@pref.fukuoka.lg.jp

様式 1 1 多言語での情報提供定型文

1 1 - 1

「電力需給ひっ迫警報（〇月〇日）」の発令（第 1 報）について

九州電力の〇月〇日の需給見通しは、供給力〇,〇〇〇万 kW、最大需要〇,〇〇〇万 kW（〇時から〇時）、予備率は【プラス・マイナス】（どちらか選択、括弧は消す）〇%となり、需給状況は大変厳しくなると見込まれています。

皆様方におかれましては、より一層の節電の取組をお願いいたします。

1 1 - 2

「電力需給ひっ迫警報（〇月〇日）」の発令（続報）について

九州電力の〇月〇日の需給見通しは、供給力〇,〇〇〇万 kW、最大需要〇,〇〇〇万 kW（〇時から〇時）、予備率は【プラス・マイナス】（どちらか選択、括弧は消す）〇%となり、需給状況は大変厳しくなると見込まれています。

皆様方におかれましては、より一層の節電の取組をお願いいたします。

1 1 - 3

発電所の運転停止と「電力需給ひっ迫」について

発電所の運転停止に伴い、九州電力管内の〇月〇日の需給見通しは、供給力〇,〇〇〇万 kW、最大需要〇,〇〇〇万 kW（〇時から〇時）、予備率は【プラス・マイナス】（どちらか選択、括弧は消す）〇%となり、需給状況は大変厳しくなると見込まれています。

皆様方におかれましては、より一層の節電の取組をお願いいたします。

1 1 - 4

「電力需給ひっ迫警報」の解除について

〇月〇日〇時に「需給ひっ迫警報」は解除されました。

1 1 - 5

計画停電の実施見込みについて

電力需給のひっ迫に伴い、〇月〇日、計画停電の実施が予定されています。

皆様方におかれましては、より一層の節電の取組と、停電への対応の準備をお願いいたします。

対象地域等については、九州電力（株）のホームページを参照ください（日本語、英語のみ）。<http://www.kyuden.co.jp/index.html>

11-6

計画停電の実施について

電力需給のひっ迫に伴い、○月○日、計画停電が実施されます。

対象地域の皆様方におかれましては、停電への対応をお願いします。

対象地域等については、九州電力（株）のホームページを参照ください（日本語、英語のみ）。

<http://www.kyuden.co.jp/index.html>

11-7

計画停電の中止について

実施が予定されていた計画停電については、中止されました。

詳細は九州電力（株）のホームページを参照ください（日本語、英語のみ）。

<http://www.kyuden.co.jp/index.html>

11-8

大規模停電の発生について

現在、九州電力管内において停電が発生しております。

詳細は九州電力（株）のホームページを参照ください（日本語、英語のみ）。

<http://www.kyuden.co.jp/index.html>

11-9

<タイトル無し>

電力需給関係の最新情報は、九州電力（株）のホームページを参照ください（日本語、英語のみ）。

<http://www.kyuden.co.jp/index.html>

停電時の注意事項について

計画停電等の際には、以下の項目等に十分ご注意くださいようお願いします。

（1）停電に備え、事前にご準備いただきたいもの

- ①熱中症防止のため、小まめな水分補給をお願いします。また、給水ポンプの停止などにより、水道水が使えない可能性もあります。（飲料水、保冷材、生活用水のくみ置きなど）
- ②停電時はテレビなどの使用ができませんので、ラジオや携帯電話の準備・充電確認をお願いします。（携帯ラジオ、乾電池、携帯電話の充電確認及び電池式充電器など）

（2）停電時の注意事項

《安全機器・医療機器などのご使用について》

- ①信号機は、消灯している可能性がありますので、交差点を通行の際には、十分ご注意ください。
- ②人工呼吸器などの医療機器をご自宅で使用されている場合は、バッテリーなどのご準備や計画停電時間帯でも通電している病院へ事前にご移動いただくなど、停電時の対応について医療機関や医療機器メーカーとご相談ください。
- ③小型発電機については、発電機からの排気ガスに一酸化炭素などの有害物質が含まれていますので、室内では使用しないでください。
- ④各種セキュリティーシステム（防犯）は、作動しない場合がありますので、事前確認をお願いします。
- ⑤照明の代用品などとして、ろうそくなどを使用される場合は、火災にご注意ください。必要に応じて、懐中電灯などをご準備ください。
- ⑥カセットコンロ、七輪などを室内で調理される際には、窓を開けるなど十分に換気をおこなってください。

《マンション・ビルにおける注意事項》

- ①エレベーターは、停電により閉じ込められる可能性がありますので、停電時間帯をご確認の上、事前に使用を中止ください。
- ② オートロック、機械式駐車場、駐車場開閉ゲートなどは、停電により稼動しなくな

るため、ご注意ください。

《家電製品などのご使用について》

- ①エアコン、扇風機は、停電中は使用できませんので、熱中症にご注意ください。
- ②回転機器（電動工具、扇風機など）は、停電解消後の作動により、事故に至る危険性がありますので、プラグをコンセントから抜いてください。
- ③電熱機器（アイロン、ドライヤーなど）は、停電解消後の加熱による火災防止のため、プラグをコンセントから抜いてください。
- ④電子機器（パソコンなど）は、ご使用中に停電になりますと入力中のデータが失われたり、機器が故障する場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤冷蔵庫は、扉の開閉を控えたり、氷を冷蔵庫に入れておくなど、庫内の保冷にご注意ください。
- ⑥換気扇、ガス警報器は、停止していますので、ガス機器の使用時は、ご注意ください。
- ⑦ブレーカーは、出掛ける際は、分電盤のブレーカーを切ってから外出していただくと、電気の消し忘れによる事故を防ぐことができます。
- ⑧タイマー機能を用いる電気製品（電気炊飯器、ビデオなど）は、時刻設定がずれたり、予約設定が解除される場合がありますので、停電解消後、ご確認ください。
- ⑨水槽のエアポンプなどは、停電によりポンプが停止しますので、水槽管理にご注意ください。
- ⑩電気温水器、エコキュートは、停電に伴い、機種によってはリモコンの時刻設定がクリアされることがありますので、停電解消後に設定をご確認ください。

（３）停電解消（通電）の確認方法

- ①冷蔵庫のモーター音や、インターネット回線のルーターランプの点灯などで確認下さい。

※隣近所で通電しているにもかかわらず、停電が続いている場合は、分電盤のブレーカーを確認してください。それでも停電が解消しない場合は、九州電力までご連絡ください。

《九州電力株式会社ホームページより》

停電による被害概況報告書（第 報）

団体名		課名		報告者名	電話番号	報告日時
						月 日 時 分現在
停電発生日 (停電時間)		(年 月 日 時 分 ～ 時 分)				
報告 主体	区分			件数	特記事項	
消防本部（局）	人的被害	死者		人		発生地区名、発生日時等を記載して下さい。
		行方不明者		人		
		負傷者	重症	人		
			軽症	人		
		閉じ込め		人		
	住家被害	全焼		棟		
		半焼		棟		
		一部損壊		棟		
	非住家被害	公共建物	全焼	棟		
			半焼	棟		
			一部損壊	棟		
		その他		棟		
	消防施設における障害		—			
	市町村	各種障害の発生	行政・防災システムの障害		—	
上下水道施設の障害			—			
ごみ処理施設の障害			—			
その他施設における障害			—			
河川			箇所			
道路			箇所			
関係団体等	各種障害の発生	医療施設		施設	施設名、所在地、発生日時、人的影響、対応状況等を記載して下さい。 特に、支援等が必要な事項について記載して下さい。	
		社会福祉施設		施設		
		特別支援学校		箇所		
		その他教育機関		箇所		
		鉄道施設		施設		
		空港施設		施設		
		港湾施設		施設		
		金融機関		施設		
		その他		施設		

注) 停電が継続している間の停電時間は、発生した時間のみを記載して下さい。

注) 確認が取れていない事項については、「未確認」と記載して下さい。

注) 行政システムについては、停電により障害が発生し、住民票等の発行など住民サービスへの影響を記載して下さい。

注) 必要に応じ、関係資料を添付してください。

資料 1

福岡県緊急節電対策本部設置要綱

(趣旨)

第一条 国及び九州電力株式会社からの節電要請に対し、県内における節電の取り組みを円滑に実施するとともに、電力の需給逼迫による県民生活や県内経済活動への影響が最小限となるよう対策を講じるため、福岡県緊急節電対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 節電対策方針の策定及び実施に関すること。
- 二 電力の需給逼迫に伴う停電等への対応に関すること。
- 三 前各号に定めるもののほか、節電対策及び電力の需給逼迫に伴う停電等への対応に関する重要事項の連絡、審議及び調整に関すること。

(組織)

第三条 対策本部は、節電対策本部長（以下「本部長」という。）及び節電対策本部員（以下「本部員」という。）をもって組織する。

- 2 本部長は、知事が指名した副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、各部の部長、防災危機管理局長、企業局長、教育庁総務部長、警察本部総務部長及び企画・地域振興部次長をもって充てる。

(会長の職務)

第四条 本部長は、対策本部を総理する。

- 2 本部長に事故があるときは、企画・地域振興部長である本部員がその職務を代行する。

(会議)

第五条 対策本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第六条 本部長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、対策本部に作業部会を設置し、調査、審議及び調整を行わせることができる。

- 2 作業部会は、部会長及び幹事で組織し、部会長及び幹事は、県職員のうちから指名する。

(庶務)

第七条 対策本部の庶務は、企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室において処理する。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年11月25日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成24年5月15日から施行する。

資料 2

福岡県緊急節電対策本部作業部会設置要領

(趣旨)

第二条 この要領は、福岡県緊急節電対策本部設置要綱第六条の規定に基づき、福岡県緊急節電対策本部作業部会（以下「作業部会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 作業部会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 県内電力需給の状況等の情報共有に関すること。

二 節電対策方針（案）の検討及び調整に関すること。

三 電力の需給逼迫に伴う停電等への対応の検討及び調整に関すること。

四 前各号に定めるもののほか、節電対策及び電力の需給逼迫に伴う停電等への対応に関し必要な連絡、審議及び調整に関すること。

(組織)

第三条 作業部会は、部会長及び幹事をもって構成する。

2 部会長は、企画・地域振興部次長をもって充てる。

3 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会長の職務)

第四条 部会長は、作業部会を総理する。

2 部会長に事故があるときは、企画・地域振興部総合政策課長である幹事がその職務を代行する。

(会議)

第五条 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第六条 作業部会の庶務は、企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室において処理する。

(委任)

第七条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

1 この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成23年11月17日から施行する。

附則

1 この要領は、平成24年5月2日から施行する。

別表(第三条第3項関係)

総務部行政経営企画課長、総務部防災危機管理局防災企画課長、企画・地域振興部総合政策課長、企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室長、新社会推進部社会活動推進課長、保健医療介護部保健医療介護総務課長、福祉労働部福祉総務課長、環境部環境政策課長、環境部環境保全課長、商工部商工政策課長、農林水産部農林水産政策課長、県土整備部県土整備総務課長、建築都市部建築都市総務課長、企業局管理課長、教育庁総務部総務課長、警察本部総務部総務課長

資料3

福岡県停電対策本部設置要綱

(趣旨)

第一条 電気事業者による計画停電の実施または、県内における大規模停電の発生に対して、県民生活や県内経済活動への影響が最小限となるように、総合的な対策を講じるため、福岡県停電対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 計画停電

大規模な電源の脱落等万が一の場合に、電気事業者が、特定の地域・時間において、計画的に停電を行うこと。

二 大規模停電

複数の市町村の地域を含む広範囲な地域における停電で、速やかに復旧し、被害及び社会的影響がほとんど認められない見込みのものを除いたもの。

(所掌事務)

第三条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

一 停電に関する情報の提供、被害状況の把握及び応急対応の指示に関すること。

二 前号に定めるもののほか、停電対策に関する重要事項の連絡、審議及び調整に関すること。

(組織)

第四条 対策本部は、停電対策本部長（以下「本部長」という。）及び停電対策部員（以下「本部員」という。）をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 本部員は、副知事、各部の部長、会計管理者、企業局長、教育長、警察本部長、防災危機管理局長及び企画・地域振興部次長をもって充てる。

(会長の職務)

第五条 本部長は、対策本部を総理する。

2 本部長に事故があるときは、知事が指名した副知事である本部員がその職務を代行する。

(会議)

第六条 対策本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第七条 対策本部の庶務は、企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室において処理する。

附則

1 この要綱は、平成24年6月28日から施行する。

資料4 九州電力株式会社の発電設備の概要（平成23年度末）

水力発電所（出力5万kW以上）

発電所名	最大出力 (kW)	水系	運転開始 年月	方式	所在地
小丸川	1,200,000	小丸川	平成19年7月	ダム水路式 (純揚水)	宮崎県児湯郡木城町
天山	600,000	松浦川・六角川	昭和61年12月	ダム水路式 (純揚水)	唐津市厳木町
大平	500,000	球磨川	昭和50年12月	ダム水路式 (純揚水)	八代市坂本町
一ツ瀬	180,000	一ツ瀬川	昭和38年6月	ダム水路式	西都市大字片内
上椎葉	93,200	耳川	昭和30年5月	ダム水路式	宮崎県東臼杵郡椎葉村
大淀川第二	71,300	大淀川	昭和7年3月	ダム水路式	宮崎市高岡町
柳又	63,800	筑後川	昭和48年6月	ダム水路式	日田市大字内河野
塚原	63,090	耳川	昭和13年10月	ダム水路式	宮崎県東臼杵郡諸塚村
大淀川第一	55,500	大淀川	大正15年1月	ダム式	都城市高崎町
岩屋戸	51,100	耳川	昭和17年1月	ダム水路式	宮崎県東臼杵郡椎葉村
松原	50,600	筑後川	昭和46年8月	ダム式	日田市大山町
諸塚	50,000	耳川	昭和36年2月	ダム水路式	宮崎県東臼杵郡諸塚村
最大出力 合計 3,581,846kW (出力5万kW以下の発電所も含む)					

火力発電所

発電所名	最大出力(kW)	運転開始 年月	主要燃料	所在地
新小倉	1,800,000 ^(3・4・5号機) 600,000×3	昭和53年9月	LNG	北九州市小倉北区西港町

苅田	735,000 (新1号機)360,000 (新2号機)375,000	昭和 47 年4月	重油・原油 石炭(PFBC)	福岡県京都郡苅田町
豊前	1,000,000 (1・2号機) 500,000×2	昭和 52 年 12 月	重油・原油	豊前市大字八屋
唐津	875,000 (2号機)375,000 (3号機)500,000	昭和 46 年7月	重油・原油	唐津市二夕子
松浦	700,000	平成元年6月	石炭	松浦市志佐町
新大分	2,295,000 (1号系列)115,000× 6 (2号系列)217,500×4 (3号系列)245,000 ×3	平成3年6月	LNG	大分市大字青崎
大分	500,000 (1・2号機)250,000×2	昭和 44 年7月	重油	大分市大字一の洲
相浦	875,000 (1号機)375,000 (2号機)500,000	昭和 48 年4月	重油・原油	佐世保市光町
苓北	1,400,000 (1・2号機) 700,000×2	平成7年 12 月	石炭	熊本県天草郡苓北町
川内	1,000,000 (1・2号機) 500,000×2	昭和 49 年7月	重油・原油	薩摩川内市港町
最大出力 合計 11,180,000kW				

地熱発電所

発電所名	最大出力(kW)	運転開始 年月	所在地
滝上	27,500	平成8年 11 月	大分県玖珠郡九重町

八丁原	110,000 (1・2号機)55,000×2	昭和 52 年6月	大分県玖珠郡九重町
八丁原バイナリー	2,000	平成 18 年4月	大分県玖珠郡九重町
大岳	12,500	昭和 42 年8月	大分県玖珠郡九重町
大霧	30,000	平成8年3月	鹿児島県霧島市牧園町
山川	30,000	平成7年3月	鹿児島県指宿市山川
最大出力 合計 212,000kW			

内燃力発電所(出力5千 kW 以上)

発電所名	最大出力 (kW)	運転開始 年月	所在地
佐須奈	5,100	大正 12 年 12 月	対馬市上県町
豊玉	42,000	昭和 53 年6月	対馬市豊玉町
厳原	8,600	明治 44 年	対馬市厳原町
芦辺	16,500	大正3年8月	壱岐市芦辺町
新壱岐	24,000	昭和 58 年6月	壱岐市芦辺町
新有川	60,000	昭和 57 年6月	長崎県南松浦郡新上五島町
福江第二	21,000	昭和 46 年3月	五島市奥浦町
甌島第一	14,250	昭和5年 11 月	薩摩川内市上甌町
種子島第一	16,500	大正2年3月	西之表市西之表
新種子島	24,000	昭和 56 年6月	鹿児島県熊毛郡南種子町
新喜界	12,600	昭和 52 年9月	鹿児島県大島郡喜界町
竜郷	60,000	昭和 55 年6月	鹿児島県大島郡龍郷町
名瀬	21,000	昭和 47 年9月	奄美市名瀬小浜町
新徳之島	21,000	昭和 55 年9月	鹿児島県大島郡天城町
亀津	7,500	昭和 46 年5月	鹿児島県大島郡徳之島町
新知名	19,100	昭和 51 年6月	鹿児島県大島郡知名町
新与論	5,600	昭和 51 年6月	鹿児島県大島郡与論町

最大出力 合計 395,270kW（固定ガスタービンを含む）

風力発電所

発電所名	出力(kW)	運転開始 年月	所在地
甌島	250	平成2年3月	鹿児島県薩摩川内市里町
野間岬ウィンドパーク	3,000	平成 10 年3月	鹿児島県南さつま市笠沙町
最大出力 合計 3,250kW			

太陽光発電所

発電所名	出力(kW)	運転開始 年月	所在地
メガソーラー大牟田	3,000	平成 22 年 11 月	大牟田市新港町
最大出力 合計 3,000kW			

原子力発電所

発電所名	出力(kW)	運転開始 年月	型式	所在地
玄海	3,478,000 (1・2号機)559,000×2 (3・4号機)1,180,000×2	昭和 50 年 10 月	軽水減速 軽水冷却 加圧水型	佐賀県東松浦郡玄海町
川内	1,780,000 (1・2号機)890,000×2	昭和 59 年7月	軽水減速 軽水冷却 加圧水型	薩摩川内市久見崎町
最大出力 合計 5,258,000kW				

本資料（福岡県大規模停電・計画停電マニュアル）に関する問い合わせ先

福岡県緊急節電対策本部事務局

（福岡県 企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室）

電話 ０９２－６４３－３１４８

(参考資料)

参 考

○福岡県大規模停電・計画停電マニュアル

福岡県エネルギー政策室ホームページ

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c01/setsuden7.html#16>

(高齢者福祉施設、介護サービス事業者における対応について)

- ・ 現在、各施設で作成している防災計画を見直し、停電等の不測の事態が発生したときの対応について確認してください。
- ・ 電源が不要な機器の設置や非常電源の確保など、不測の事態に対応できるよう備えてください。
- ・ 計画停電が実施された場合には、各施設の防災計画等に沿った停電時の対応を行ってください。
- ・ 計画停電が実施された場合には、入所者の見守りの強化と、体調の変化等への早めの対応を行ってください。

○ ◆計画停電が実施される場合に備えて ◆在宅で人工呼吸器を使用の方へのお知らせ

福岡県医療指導課ホームページ

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/keikakuteiden-iryou-zaitaku.html>

「人工呼吸器等を使用する在宅療養患者等を対象とした計画停電についての相談窓口を設置します。」(報道資料)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f17/jinkokokyuki120626.html>

「在宅で人工呼吸器等を使用の方へのお知らせ」

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/24setsuden-zaitaku.html>

「(訪問看護ステーションの皆さまへ) 計画停電等に伴う在宅人工呼吸器使用患者への対応について」

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/jinkokokyuki120629.html>

その他

○今夏の節電目標の改定方針、セーフティーネットとしての計画停電の概要

エネルギー環境会議ホームページ

http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01_10.html

○九州電力(株)の計画停電の概要、計画停電グループの検索、計画停電時の注意事項

九州電力(株)ホームページ <http://www.kyuden.co.jp/index.html>

- 1 九州電力(株)による計画停電は、8時30分～21時を対象時間帯とし、停電時間を2時間程度として時間帯を区分するとともに、停電エリアをグループに分け、グループ毎に停電の時間帯が設定されます。このため、各管理者においては、九州電力(株)からの計画停電のお知らせはがきや同社ホームページなどにより事業所が所在する地域の計画停電スケジュールや計画停電実施予告などの情報収集に努めてください。

また、利用者宅を訪問するサービス事業者の皆様には、医療機器や電動ベッド、エアーマットなどを利用している利用者への計画停電の周知や停電時における対応など特にご配慮ください。

(計画停電時のご注意事項について) http://www.kyuden.co.jp/kt_cautions.html

- ・ 夜間の停電時は照明器具などの使用ができませんので、懐中電灯などの準備をお願いします。
- ・ エアコンや扇風機なども使用できませんので、水分・塩分の補給、衣服調整や保冷剤などを活用するなどによる熱中症予防にご注意ください。
- ・ 冷蔵庫など厨房施設も使用できませんので、調理時間を変更することや保冷用クーラーや保冷剤などを確保するなどにより食材の衛生管理の徹底をお願いします。
- ・ 各種セキュリティシステムなどは、停電により作動しなくなる可能性がありますので、事前に作動状況などご確認ください。また、エレベーターは、停電により閉じ込められる可能性がありますので、停電時間を確認のうえ、事前に使用を中止してください。

○九州電力(株)の停電・緊急情報に関する携帯メールサービス

携帯電話用アドレス <http://www1.kyuden.co.jp/php/boirsp/top.html>

(非常災害時の停電情報や緊急情報等をメールでお届けするサービスです)

○九州電力(株)の計画停電に関する問い合わせ先

①営業所 (コールセンター) 検針票又は九州電力㈱ホームページでご確認ください。

②計画停電に関する臨時受付センター 電話番号 0120-187-333

(開設期間 平成24年6月25日(月)～9月7日(金)の平日9時～20時)

○厚生労働省通知「社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた対応について」

福岡県ホームページ (介護サービス事業にかかる関係通知)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/keikau-teiden120622.html>

- 1 自家発電機 (常用自家発電設備又は非常用自家発電設備 (保安用)) を有している事業所については、装置の点検や燃料の確保等の準備を進めるようお願いします。
- 2 停電時における医療機器の取扱方法を前もって確認し、停電解消時に速やかに復旧できるよう対応をお願いします。特に人工呼吸器等の医療機器を使用する入所者等への対応については、主治医等 (配置医師を含む) に相談のうえ、必要に応じて医療機器製造販売業者と連携しつつ、適宜以下に例示する準備を進めるようお願いします。
 - ・ 人工呼吸器の内臓バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・ 酸素濃縮装置を使用している入所者等に対する必要な酸素ボンベの準備と使用方法の確認
 - ・ たんの吸引機の内臓バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備や事前の充電、手動式機器の準備
 - ・ 停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認 等
- 3 計画停電により、水道や都市ガスが止まるおそれがあるので、計画停電時における水道や都市ガスの状況を確認するとともに、止まるおそれがある場合は、十分な貯水をする、代替燃料を確保する等、適宜対応をお願いします。

(別紙様式)

送付先：福岡県保健医療介護部介護保険課指導係（FAX：092-642-1504）

計画停電発生時の問題発生事例（情報提供）

事業所名	
ご担当者名	
連絡先番号	
内 容	月 日 時頃

※送り状は不要です。